柳井市地域防災計画

新旧対照表

（震災対策編）

<table>
<tr><th></th><th>修　正　案</th><th>現　　行</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>P4</td><td>第１部　総則
第２章　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び住民・事業所等のとるべき措置
第５節　指定地方行政機関
<table>
<tr><th>機関名</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>国土交通省中国地方整備局
山口河川国道事務所</td><td>１　（略）
２　地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の支援に関すること。
３　国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への（削除）助言に関すること。
４～８　（略）</td></tr>
<tr><td>農林水産省中国四国農政局</td><td>１～３　（略）
４　農林（削除）関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。
５～９　（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>防衛省中国四国防衛局</td><td>１　災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整に関すること。
２　災害時における米軍部隊との連絡調整に関すること。</td></tr>
<tr><td>総務省中国総合通信局</td><td>１～４　（略）
５　災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器、発電機等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。</td></tr>
<tr><td>総務省中国四国管区行政評価局（山口行政監視行政相談センター）</td><td>１　被災者への生活支援情報の提供
２　専用電話を備えた相談窓口の開設
３　特別行政相談所の開設</td></tr>
</table></td><td>第１部　総則
第２章　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び住民・事業所等のとるべき措置
第５節　指定地方行政機関
<table>
<tr><th>機関名</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>国土交通省中国地方整備局
山口河川国道事務所</td><td>１　（略）
２　地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供に関すること。
３　国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への勧告、助言に関すること。
４～８　（略）</td></tr>
<tr><td>農林水産省中国四国農政局</td><td>１～３　（略）
４　農林漁業関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。
５～９　（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>防衛省中国四国防衛局</td><td>１　米軍の艦船・航空機に起因する災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等との連絡調整に関すること。
２　災害時における防衛相本省及び米軍等の連絡調整に関すること。</td></tr>
<tr><td>総務省中国総合通信局</td><td>１～４　（略）
５　災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。</td></tr>
</table></td><td>表現の適正化

中国四国管区行政評価局（山口行政監視行政相談センター）が指定地方行政機関に指定されたことに伴う追加</td></tr>
<tr><td>P6</td><td>第６節　山口県警察
<table>
<tr><th>機関名</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td>柳井警察署</td><td>１　（略）
２　被災者の救出救助に関すること。
３、４　（略）
５　信号機等交通安全施設（削除）に関すること。
６～８　（略）</td></tr>
</table></td><td>第６節　山口県警察
<table>
<tr><th>機関名</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td>柳井警察署</td><td>１　（略）
２　被災者の救出救護に関すること。
３、４　（略）
５　信号機等交通安全施設の保全に関すること。
６～８　（略）</td></tr>
</table></td><td>表現の適正化</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th></th><th>修　正　案</th><th>現　　行</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>P6</td><td>第８節　指定公共機関
<table><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>日本銀行（下関支店）</td><td>災害発生時において、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること。</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>ＮＴＴ西日本株式会社（山口支店）</td><td>１　電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。
２　災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。
３　被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。</td></tr><tr><td>株式会社ＮＴＴドコモ（中国支社）</td><td>１　（略）
２　災害非常通信の確保及び（削除）情報の伝達に関すること。
３　（略）</td></tr><tr><td>ＫＤＤＩ株式会社（中国総支社）</td><td>１　（略）
２　災害非常通信の確保及び（削除）情報の伝達に関すること。
３　（略）</td></tr><tr><td>ソフトバンク株式会社（中国ネットワーク技術部）</td><td>１　（略）
２　災害非常通信の確保及び（削除）情報の伝達に関すること。
３　（略）</td></tr></table></td><td>第８節　指定公共機関
<table><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>日本銀行（下関支店）</td><td>災害時において、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること。</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>株式会社ＮＴＴドコモ（中国支社）</td><td>１　（略）
２　災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。
３　（略）</td></tr><tr><td>ＫＤＤＩ株式会社（中国総支社）</td><td>１　（略）
２　災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。
３　（略）</td></tr><tr><td>ソフトバンク株式会社（中国ネットワーク技術部）</td><td>１　（略）
２　災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。
３　（略）</td></tr></table></td><td>表現の適正化
記載漏れによる追加</td></tr>
<tr><td>P15</td><td>第４章　大規模災害想定
（略）
本章における被害想定は、現時点（令和８年３月）での国及び県の検討結果を基に、取りまとめたものであり、今後さらに各種見直しの反映を含め、適宜、追加・修正を行うこととする。
（略）</td><td>第４章　大規模災害想定
（略）
本章における被害想定は、現時点（平成２６年３月３１日）での国及び県の検討結果を基に、取りまとめたものであり、今後さらに各種見直しの反映を含め、適宜、追加・修正を行うこととする。
（略）</td><td>時点修正</td></tr>
<tr><td>P15</td><td>第１節　被害想定
１　南海トラフ巨大地震
令和８年３月２７日に山口県が公表した「令和６～７年度山口県地震・津波被害想定調査報告書」は、令和６年能登半島地震等の近年発生した地震の被害の状況や、令和７年３月に公表された内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」を踏まえ、県内の地形データ・地質データ・堤防データなどを最新のデータに更新した上で、県において、津波浸水シミュレーション、地震動・地盤被害予測や、人的・物的被害及び経済被害の定量的な推計の見直しが行われたものであり、内閣府と県それぞれについて標記する。
（１）内閣府「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」の検討結果
ア　推計結果</td><td>第１節　被害想定
１　南海トラフ巨大地震
平成２６年３月２７日に山口県地震・津波防災対策検討委員会から公表された「南海トラフ巨大地震の被害想定調査結果」は、平成２４年３月３１日及び同年８月２９日に内閣府南海トラフの巨大地震モデル検討会から公表された南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高及び被害想定報告のデータを基としつつも、堤防機能の有無など、国とは異なる県独自の設計条件を加味しての推計であることから、内閣府と県それぞれについて標記する。
（１）内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」の検討結果
ア　推計結果</td><td>国、県の被害想定の見直しに伴う修正
国の被害想定の</td></tr>
</table>

	修　正　案	現　　行	備　考
	内閣府の中央防災会議に設置された「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」において、前回報告（平成 24 年８月）以降に得られた科学的な調査・研究成果に基づく最新の知見を踏まえて地震モデルや推計手法等の見直しの検討が行われ、令和７年３月に、新たな被害想定が公表された。 ○　M(マグニチュード) ９クラス（南海トラフ巨大地震） Mw（モーメントマグニチュード） 9.1 ○　柳井市への主な影響 ・最大震度　　：柳井市　６弱 ・津波高（満潮時）：柳井市　T．P．＋５m ・津波高１mの最短到達時間：90 分 ・浸水面積（１ｃｍ以上）：500ｈａ ○　山口県への主な影響 ※市町別の被害想定は公表されていない。 ① ライフライン被害 ・上水道（断水人口）：約 750, 000 人 ・下水道（支障人口）：約 790, 000 人 ・電　力（停電件数）：約 1, 900 軒 ・情報通信（固定電話、インターネット）（不通回線数）：約 370, 000 回線 ② 交通施設被害 ・道路：約 120 箇所 ・鉄道：約 210 箇所 ・港湾　岸壁：わずか その他係留施設：約 10 箇所 防波堤：約 9, 100m ③ 生活への影響 ・避難者：約 53, 000 人（全国最大：愛知県約 186 万人） ④ 経済的な被害 ・資産等への被害　全国合計 224. 9 兆円	・内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、平成２４年３月３１日に南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高の推計結果（第一次報告）を、同年８月２９日に同推計結果（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）を、さらに、平成２５年３月１８日に、同被害想定（第二次報告）を取りまとめ公表した。 ・平成２３年９月２８日付け「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告は、今後、地震・津波の想定を行うに当たっては、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきである」とし、「想定地震、津波に基づき必要となる施設整備が現実的に困難となることが見込まれる場合であっても、ためらうことなく想定地震・津波を設定する必要がある」と指摘している。 ・この検討会において公表された震度分布・津波高は、このような考え方に沿って推計されたものである。特に津波高については、同報告に示されている二つのレベルの津波のうち、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」に相当するものである。同報告は、このような最大クラスの津波に対しては、住民等の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせて、総合的な津波対策により対応する必要があるとしている。 ○　M(マグニチュード) ９クラス（南海トラフの巨大地震） Mw（モーメントマグニチュード） 9.1 ○　柳井市への主な影響 ・最大震度　　：柳井市（平郡島）６強　　柳井市（その他）６弱 ・津波高（満潮時）：柳井市　T．P．＋５m ・津波高１mの最短到達時間：92 分 ・浸水面積（１ｃｍ以上）：110ｈａ ○　山口県への主な影響 ※市町別の被害想定は公表されていない。 ① ライフライン被害 ・上水道（断水人口）：約 85, 000 人 ・下水道（支障人口）：約 7, 100 人 ・電　力（停電件数）：約 1, 900 軒 ・通　信　固定電話（不通回線数）：約 800 回線 ② 交通施設被害 ・道　路：約 350 箇所 ・鉄　道：約 210 箇所 ・港　湾　岸壁：わずか その他係留施設：約 10 箇所 防波堤：約 6, 000m ③ 生活への影響 ・避難者：　約 23, 000 人（全国最大：愛知県約 130 万人） ④ 経済的な被害 ・損壊、損失した施設や資産　0. 7 兆円（全国合計 169. 5 兆円）	見直しに伴う修正

	修　正　案	現　　行	備　考
P16	イ　主な留意点 （ア）震度の推計について 本報告は、前回報告と同じ最大クラスの地震を想定した断層モデルを用いて震度分布を推計しているが、南海トラフ沿いの地震には発生様式に多様性があることから、次に発生する南海トラフ沿いの地震がこれらと同じ地震になるという保証はなく、断層モデルや地盤構造モデル、地震動の推計手法自体にも不確実性があることに留意した上で、本推計結果を見る必要がある。 （イ）津波高の推計について 本報告で示した推計は、関東地方から九州・沖縄地方にわたる極めて広範囲の領域において被害の全体像を統一的に捉え、対策検討の参考とする目的で実施したものであり、それぞれの局所的な地点における最大の津波高を必ずしも示すものではない。個別防災対応を検討するに当たっては、それぞれの地域の実情を踏まえ、本報告で述べた事項に加え、大きな津波が襲来するまでの時間、その時の潮位、海岸堤防等の高さとその耐震性、津波の引き波の大きさ等を考慮する必要がある。	イ　主な留意点 ・今回の推計は、現時点の最新の科学的知見に基づき、最大クラスの地震・津波を想定したものであって、南海トラフ沿いにおいて次に起こる地震・津波を予測したものでもなく、また何年に何パーセントという発生確率を念頭に地震・津波を想定したものでもない。 ・今回推計した震度分布・津波高は、広範囲の領域の全体を捉えた防災対策の参考とするために推計したものであり、必ずしも各局所的な地先において最大となる震度分布・津波高を示しているものではない。 ・今回の被害想定は、想定外をなくすという観点から、最大クラスの地震・津波が発生した場合の被害を取りまとめたものであり、比較的頻度の高い地震・津波から最大クラスの地震・津波に至るまで相当の幅がある中で、行政、インフラ・ライフラインの施設管理者、企業、地域及び個人が、それぞれ果たすべき役割を踏まえ適切な目標を設定した上で、防災・減災対策を着実に進めていくことが重要である。	国の被害想定の見直しに伴う修正
P16	（２）山口県地震・津波防災対策検討委員会の検討結果 ア　推計結果 山口県は、令和６年能登半島地震や国が実施した南海トラフ巨大地震の被害想定（令和７年３月）を踏まえ、これまでの「山口県地震・津波被害想定調査報告書（平成２６年３月）」の見直しを行うため、令和６年４月に「山口県地震・津波防災対策検討委員会」を設置。「南海トラフ・周防灘断層帯地震津波被害想定の見直し」についてとりまとめ、令和８年３月に「令和６～７年度山口県地震・津波被害想定調査報告書」を公表した。 ○　柳井市への主な影響 ・最大震度：６強 ・最高津波水位（満潮時）：柳井市：Ｔ．Ｐ．＋3.6m（うち津波波高2.0m） ・最高津波水位到達時間　：176分 ・海面変動影響開始時間（＋30ｃｍ）：54分 ・浸水面積（１ｃｍ以上）：519ｈａ ○　柳井市への主な影響 ①　人的被害 ・死　　者：　67人（県全体：502人） ・負 傷 者：　498人（県全体：1,446人） ②　建物被害 ・全壊棟数：　963棟（県全体：9,490棟） ・半壊棟数：4,881棟（県全体：49,137棟） ・焼失棟数：　36棟（県全体：248棟） ③　生活支障	（２）山口県地震・津波防災対策検討委員会の検討結果 ア　推計結果 ・平成２４年５月１１日に、防災工学や地質学等の専門家からなる「山口県地震・津波対策検討委員会」を設置し、第７回山口県地震・津波防災対策検討委員会（平成２５年１２月２４日）において、津波防災地域づくりに関する法律（平成２３年法律第１２３号）第８条第１項に基づいて設定する「津波浸水想定」を、第８回同委員会（平成２６年３月２７日）において被害想定調査結果を公表した。 ○　柳井市への主な影響 ・最大震度　　：柳井市（平郡島）６強　柳井市（その他）６弱 ・最高津波水位（満潮時）：柳井市：Ｔ．Ｐ．＋3.8m（うち津波波高2.2m） ・最高津波水位到達時間　：174分 ・海面変動影響開始時間　：18分（下降） ・浸水面積（１ｃｍ以上）：474ｈａ ○　柳井市への主な影響 ①　人的被害 ・死　　者：　70人（県全体：614人） ・負 傷 者：　190人（県全体：1,477人） ②　建物被害 ・全壊棟数：　725棟（県全体：5,895棟） ・半壊棟数：8,069棟（県全体：43,021棟） ・焼失　　：　０棟（県全体：31棟） ③　生活支障	県の被害想定の見直しに伴う修正

	修　正　案	現　　行	備　考
	・避 難 者：14,569人（県全体：245,720人） ④ 経済的な被害 ・建物倒壊等による直接被害：約1,085億円（県全体約1.3兆円） ・社会基盤への直接被害　　：約153億円（県全体約0.6兆円）	・避 難 者：12,590人（県全体：167,643人） ④ 経済的な被害 ・建物倒壊等による直接被害　1,277億円（県全体9,861億円） ・社会基盤への直接被害　　252億円（県全体2,113億円）	
P17	2　周防灘断層群主部の地震 令和８年３月の「令和６～７年度山口県地震・津波被害想定調査報告書」において、周防灘断層帯の地震における人的・物的被害及び経済被害の定量的な推計を公表した。 ○ M(マグニチュード) 7.6 Mw（モーメントマグニチュード） 7.22 断層長さ　44.1ｋｍ ○ 柳井市への主な影響 ・最高津波水位（満潮時）：柳井市：T．P．＋2.1m（うち津波波高0.5m） ・最高津波水位到達時間　：151分 ・海面変動影響開始時間（＋30ｃｍ）　：149分	**2　周防灘断層群主部の地震** 第７回山口県地震・津波防災対策検討委員会（平成２５年１２月２４日）において公表された瀬戸内海沿岸の津波浸水想定では、震源域を南海トラフとするもののほか、周防灘断層群主部とするパターンも検討された。諸元は、平成２０年１１月１７日に地震調査研究推進本部において公表された「宇部沖断層群（周防灘断層群）の長期評価」による。 ○ M(マグニチュード) ７．６ Mw（モーメントマグニチュード） ７．２２ ○ すべり量　３．７ｍ ○ 柳井市への主な影響 ・最高津波水位（満潮時）：柳井市：T．P．＋２．０ｍ（うち津波波高０．４ｍ） ・最高津波水位到達時間　：１５０分 ・海面変動影響開始時間　：６５分（上降）	県の被害想定の見直しに伴う修正
	第２部　地震対策計画 第１章　災害予防計画 第６節　津波災害の防止 ２　対策	第２部　地震対策計画 第１章　災害予防計画 第６節　津波災害の防止 **２　対策**	
P31	（１）津波浸水想定区域の把握・周知（総務部危機管理課） 山口県は、令和６年４月に設置した「山口県地震・津波防災対策検討委員会」での議論を踏まえ、「南海トラフ・周防灘断層帯地震津波被害想定の見直し」についてとりまとめ、また、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、国土交通省が作成した「津波浸水想定の設定の手引き」に沿って想定を行い、津波浸水想定図を作成した。 本市の最高津波水位は、T．P．（東京湾平均海面（Tokyo Peil））＋3.6m、１ｃｍ以上の浸水面積は519ｈａとされ、沿岸部をはじめ、特に低地帯である柳井地区中心部に浸水域が広がる想定結果となっている。 また、海辺にいる人の中に死者が発生するおそれのある水位変化とされる＋30ｃｍの変動が生じるまでの時間は54分とされ、南海トラフから比較的距離が離れていると思われる本市であっても、決して、避難するに十分な時間があるとは言い難いことが推測できる。 続けて、令和８年３月に公表された被害想定では、津波による死者が59人、全壊653棟、半壊に至っては3,447棟と大きな津波災害の可能性が想定されたものとなっている。 しかしながら、全員が地震発生後すぐに避難開始を行うことで、想定死者数は県内全体で約	（１）津波浸水想定区域の把握・周知（総務部危機管理課） 平成２５年１２月２４日、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、山口県津波浸水想定が公表され、翌年１月８日付けにて当該想定を設定した旨の知事通知がなされた。 本市の最高津波水位は、T．P．（東京湾平均海面（Tokyo Peil））3.8m、１ｃｍ以上の浸水面積は474ｈａとされ、沿岸部をはじめ、特に低地帯である柳井地区中心部に浸水域が広がる想定結果となっている。 また、海辺にいる人の人命に影響するおそれのある水位変化とされる±20ｃｍの変動が生じるまでの時間は18分とされ、南海トラフから比較的距離が離れていると思われる本市であっても、決して、避難するに十分な時間があるとは言い難いことが推測できる。 続けて平成26年3月27日に公表された被害想定では、津波による死者が67人、全壊586棟、半壊に至っては6,593棟と大きな津波災害の可能性が想定されたものとなっている。 しかしながら、全員が地震発生後すぐに避難開始を行うことで、想定死者数は０人に減少することの被害軽減も併記されており、迅速、確実な対応を行うことの重要性も理解できるものとなっている。	県の被害想定の見直しに伴う修正

	修　正　案	現　　行	備　考
	72%減少することの被害軽減も併記されており、迅速、確実な対応を行うことの重要性も理解できるものとなっている。 （略）	（略）	
	第８節　自主防災活動の促進 ２　対策	第８節　自主防災活動の促進 ２　対策	
P34	（１）市民に対する防災知識の普及（総務部危機管理課） ア　家庭の危険防止対策の推進 ＊家庭での危険防止対策の例 （ア）～（ク）　（略） （ケ）感震ブレーカーを設置する。	（１）市民に対する防災知識の普及（総務部危機管理課） ア　家庭の危険防止対策の推進 ＊家庭での危険防止対策の例 （ア）～（ク）　（略） （ケ）感電ブレーカーを設置する。	誤字訂正
	第９節　防災教育の推進 ２　対策	第９節　防災教育の推進 ２　対策	
P37	（１）学校教育の場での防災教育の推進（教育委員会教育総務課、学校教育課） ア　学校における災害応急対策計画の策定指導 教育委員会教育総務課及び学校教育課は、校長に、学校の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画を策定するよう指導するとともに、その計画について、児童生徒等、教職員、保護者等に周知するよう指導する。 （コ）避難所の開設・運営（柳井市災害対策本部との連絡体制・初動対応）	（１）学校教育の場での防災教育の推進（教育委員会教育総務課、学校教育課） ア　学校における災害応急対策計画の策定指導 教育委員会教育総務課及び学校教育課は、校長に、学校の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画を策定するよう指導するとともに、その計画について、児童生徒等、教職員、保護者等に周知するよう指導する。 （コ）避難所の開設・運営（市本部との連絡体制・初動対応）	表現の適正化
	第 11 節　職員に対する防災研修の充実 ２　対策	第 11 節　職員に対する防災研修の充実 ２　対策	
P45	（２）防災に関する研修の実施及び参加（総務部危機管理課） 災害時に的確な応急対策を実施するためには、職員の各々が市の行う災害応急対策に熟知し、自分に与えられた役割等について正しく理解しておく必要がある。 また、他の地域での過去の災害の教訓を理解しておくことも重要である。 そこで、総務部危機管理課は、職員に対して市地域防災計画並びにその他防災に資する事項に関する研修や実習を実施し、また、外部で開催される防災研修会等にも積極的に職員を参加させることにより職員の資質の維持・向上に努める。 研修で実施する内容は、おおむね次の事項が考えられる。 ①～⑥　（略）	（２）防災に関する研修の実施及び参加（総務部危機管理課） 災害時に的確な応急対策を実施するためには、職員の各々が市の行う災害応急対策に熟知し、自分に与えられた役割等について正しく理解しておく必要がある。 また、他の地域での過去の災害の教訓を理解しておくことも重要である。 そこで、総務部危機管理課は、職員に対して地域防災計画並びにその他防災に資する事項に関する研修や実習を実施し、また、外部で開催される防災研修会等にも積極的に職員を参加させることにより職員の資質の維持・向上に努める。 研修で実施する内容は、おおむね次の事項が考えられる。 ①～⑥　（略）	表現の適正化
	第 12 節　防災訓練の充実	第 12 節　防災訓練の充実	
P46	１　目標 災害に的確に対処するためには、第 11 節の職員の資質の維持・向上のほか、防災関係機関との連携の強化、市地域防災計画の検証を常に図っていく必要がある。そこで、防災訓練を充実して、災害時の対応能力を維持・向上させていくこととする。	１　目標 災害に的確に対処するためには、第 11 節の職員の資質の維持・向上のほか、防災関係機関との連携の強化、地域防災計画の検証を常に図っていく必要がある。そこで、防災訓練を充実して、災害時の対応能力を維持・向上させていくこととする。	表現の適正化

	修　正　案	現　　行	備　考
	２　対策	２　対策	
P46	（１）市及び防災関係機関等による防災訓練の実施（総務部危機管理課） ア　総合防災訓練 （ア）大規模災害の発生を想定し、災害発生後における市及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など市地域防災計画の検証を行う。	（１）市及び防災関係機関等による防災訓練の実施（総務部危機管理課） ア　総合防災訓練 （ア）大規模災害の発生を想定し、災害発生後における市及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。	表現の適正化
	第 13 節　組織体制の整備 ２　対策	第 13 節　組織体制の整備 ２　対策	
P48	（１）災害対策本部体制の充実（総務部危機管理課） イ　初動体制の習熟 初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、特に初動段階の意思決定者、配備基準、指揮命令系統について総務部危機管理課は職員に対して市地域防災計画の習熟を図る。 ウ　災害対策本部設備等の整備 柳井市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が迅速に機能できるよう、また、職員が庁舎内で被災することのないよう、総務部危機管理課は以下の災害対策本部設備等の整備を進める。 （ア）～（ウ）　（略） （エ）市内地図、防災関係機関の連絡簿、その他災害対策本部設置に必要な物品の整備 （オ）　（略）	（１）災害対策本部体制の充実（総務部危機管理課） イ　初動体制の習熟 初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、特に初動段階の意思決定者、配備基準、指揮命令系統について総務部危機管理課は職員に対して地域防災計画の習熟を図る。 ウ　本部設備等の整備 本部が迅速に機能できるよう、また、職員が庁舎内で被災することのないよう、総務部危機管理課は以下の本部設備等の整備を進める。 （ア）～（ウ）　（略） （エ）市内地図、防災関係機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の整備 （オ）　（略）	表現の適正化 字句の整理
P48	（２）情報の収集・伝達体制の整備 イ　民間協力体制の整備（総務部危機管理課） 災害発生時に被害情報（生き埋め現場、火災発生現場等）の収集や災害情報（気象情報、（削除）応急対策の進捗に関する情報等）の伝達を迅速に行うためには、自主防災組織、自治会、農業協同組合、漁業協同組合等との協力が必要である。 そこで、総務部危機管理課は、各組織、団体等との間で情報の収集・伝達ルートや伝達手段等について協議し、迅速な情報収集・伝達体制を整える。 ウ　情報伝達手段の整備（総務部危機管理課）（総合政策部政策企画課・地域づくり推進課） 住民にいち早く情報を伝達するために、防災行政無線（戸別受信機含む。）、防災メール、緊急速報メール、X（旧ツイッター）、フェイスブック、広報車等を活用して広く住民に情報を伝達する。	（２）情報の収集・伝達体制の整備 イ　民間協力体制の整備（総務部危機管理課） 災害発生時に被害情報（生き埋め現場、火災発生現場等）の収集や災害情報（気象情報、土砂災害警戒情報、応急対策の進捗に関する情報等）の伝達を迅速に行うためには、自主防災組織、自治会、農業協同組合、漁業協同組合等との協力が必要である。 そこで、総務部危機管理課は、各組織、団体等との間で情報の収集・伝達ルートや伝達手段等について協議し、迅速な情報収集・伝達体制を整える。 ウ　情報伝達手段の整備（総務部危機管理課）（総合政策部政策企画課・地域づくり推進課） 住民にいち早く情報を伝達するために、防災行政無線（戸別受信機含む。）、防災メール、緊急速報メール、ツイッター、フェイスブック、広報車等を活用して広く住民に情報を伝達する。	防災気象情報の体系整理に伴う変更 字句の整理
	第 15 節　緊急輸送活動 ２　対策	第 15 節　緊急輸送活動 ２　対策	
P55	（４）緊急通行車両等の確保（総務部財政課）	（４）緊急通行車両等の確保（総務部財政課）	字句の整理

	修　正　案	現　　行	備　考
	・輸送手段の確保	輸送手段の確保	
P60	第 17 節　地区防災計画 １　目標 市地域防災計画の中に、市内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する計画が規定されることよって、市全体の地域防災計画に基づく防災活動と地区個別の地区防災計画に基づく防災活動とが連携して、共助の強化により地区防災力の向上を目指すことを目的とする。	第 17 節　地区防災計画 １　目標 市防災計画の中に、市内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する計画が規定されることよって、市全体の地域防災計画に基づく防災活動と地区個別の地区防災計画に基づく防災活動とが連携して、共助の強化により地区防災力の向上を目指すことを目的とする。	表現の適正化
	第２章　災害応急対策計画 第１　組織体制の確立 第１節　活動体制の確立 総務部庶務班	第２章　災害応急対策計画 第１　組織体制の確立 第１節　活動体制の確立 総務部庶務班	
P63	**◎　災害対策活動は、平常時の市の業務内容と大きく異なるので、特別の組織を編成する。このため各職員は、各自の役割をよく理解するとともに、災害対策活動全体の流れについてもその概要を熟知しておくこと。** **また、市長ほか災害応急対策の実施の責任を有する者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮して、災害応急対策を実施すること。** ☆　災害対策本部設置基準について全職員が認識する。 ☆　意思決定者不在の時の対応を明確に行う。 ☆　災害対策本部が庁舎内に設置できない場合の、代替設置を的確に行う。	**◎　災害対策活動は、平常時の市の業務内容と大きく異なるので、特別の組織を編成する。このため各職員は、各自の役割をよく理解するとともに、災害対策活動全体の流れについてもその概要を熟知しておくこと。** **また、市長ほか災害応急対策の実施の責任を有する者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮して、災害応急対策を実施すること。** ☆　災害対策本部設置基準について全職員が認識する。 ☆　意思決定者不在の時の対応を明確に行う。 ☆　本部が庁舎内に設置できない場合の、代替設置を的確に行う。	表現の適正化
P63	１　災害対策本部設置の判断 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市内における災害応急対策を実施するため市長が必要と認めるときは、この計画の定めるところにより災害対策本部（削除）を設置する。地震及び津波災害の場合の設置基準は下表のとおりとする。 なお、災害対策本部を設置するに至らない災害にあっては、災害対策本部に準じた体制を整え、事態の処理に当たるものとする。	１　災害対策本部設置の判断 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市内における災害応急対策を実施するため市長が必要と認めるときは、この計画の定めるところにより災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。地震及び津波災害の場合の設置基準は下表のとおりとする。 なお、本部を設置するに至らない災害にあっては、本部に準じた体制を整え、事態の処理に当たるものとする。	字句の整理 表現の適正化
	２　災害対策本部の設置準備 次の手順により、災害対策本部の設置準備を行う。	２　災害対策本部の設置準備 次の手順により、災害対策本部の設置準備を行う。	
P64	（３）災害対策本部設置の判断のもと、災害対策本部（削除）室（場所：401 会議室）（以下「本部室」という。）の設営に入る。被害状況により、401 会議室に設営できないときは、サンビームやない内に代替設置を行う。	（３）本部設置の判断のもと、災害対策本部本部室（場所：401 会議室）の設営に入る。被害状況により、401 会議室に設営できないときは、サンビームやない内に代替設置を行う。	表現の適正化
P64	（４）山口県庁との通信手段の確保を行い、災害対策本部の設置を報告する。 山口県庁連絡先：県総務部 防災危機管理課 危機対策班／昼間　℡083-933-2370／夜間　℡083-933-2390／FAX 083-933-2408／防災行政無線／地上系 *-7-2370／衛星系 88-035-201-2370	（４）山口県庁との通信手段の確保を行い、本部の設置を報告する。 山口県庁連絡先：県総務部 防災危機管理課 危機対策班／昼間　℡083-933-2370／夜間　℡083-933-2390／地上系 1-*-880～888／衛星系 88-201-2370／ＦＡＸ 083-933-2408	表現の適正化 番号修正

	修　正　案	現　　行	備　考
P64	３　災害対策本部の設置 （１）災害対策本部組織の確立 災害対策本部の組織は、以下のとおり編成する。ただし、夜間、休日において、災害が発生した時等においては、計画どおりの職員の参集が得られない場合がある。この場合は、人命の救出に係わる活動を最重要活動としてとらえ、災害対策本部長（市長）（以下「本部長」という。）が適宜配備していく。 ウ　災害対策本部会議 応急対策など的確迅速な防災活動を実施するに当たっての基本方針を協議し、早急に実施すべき事項等を決定する災害対策本部会議を設置する。災害対策本部会議は、本部長、副本部長、各対策部の部長をもって構成し、その庶務は、総務部庶務班が担当する。 エ　本部室 災害に係る情報を一元的に管理し、市全体の活動を調整する機関として（削除）本部室（削除）を設置する。本部室は、総務部庶務班、総務部広報班、災害対策本部連絡員（以下「本部連絡員」という。）で構成し、総務部庶務班が総括する。 キ　地域拠点（出張所等） 日積・伊陸・新庄・余田・阿月・伊保庄・平郡・西平郡・大畠の各出張所等を、災害時の地域拠点として位置づける。これらの地域拠点において、総務部出張所班が、災害対策本部との情報連絡、管轄区域内の状況把握、住民への情報提供等の活動を行う。 災害の危険が迫り、出張所等建物からの避難が必要であると判断される場合は、最寄りの安全な避難場所等に地域拠点機能を移転するものとする。 ケ　災害対策総合連絡本部 非常災害に際して防災関係機関及び各種団体等との有機的な協力関係を確保し、各種災害情報の共有化を図り、防災及び救助その他緊急措置の適切かつ円滑な実施を行うため、必要に応じて柳井市災害対策総合連絡本部（場所：３階大会議室）（以下「連絡本部」という。）を設置する。 連絡本部の設置の判断は、本部長が行い、設置する場合の庶務は、総務部庶務班が担当する。連絡本部には、以下の防災関係機関、各種団体の内から必要な職員の派遣を求めるものとする。 なお、連絡本部の設置にまで至らない場合においても、必要に応じ、防災関係機関、各種団体に対し、災害対策本部への職員派遣を求めるものとする。 （略） ＮＴＴ西日本株式会社山口支店 （略）	３　災害対策本部の設置 （１）本部組織の確立 本部の組織は、以下のとおり編成する。ただし、夜間、休日において、災害が発生した時等においては、計画どおりの職員の参集が得られない場合がある。この場合は、人命の救出に係わる活動を最重要活動としてとらえ、本部長（市長）が適宜配備していく。 ウ　本部会議 応急対策など的確迅速な防災活動を実施するに当たっての基本方針を協議し、早急に実施すべき事項等を決定する本部会議を設置する。本部会議は、本部長、副本部長、各対策部の部長をもって構成し、その庶務は、総務部庶務班が担当する。 エ　本部室 災害に係る情報を一元的に管理し、市全体の活動を調整する機関として災害対策本部室（以下「本部室」という。）を設置する。本部室は、総務部庶務班、総務部広報班、本部連絡員で構成し、総務部庶務班が総括する。 キ　地域拠点（出張所等） 日積・伊陸・新庄・余田・阿月・伊保庄・平郡・西平郡・大畠の各出張所等を、災害時の地域拠点として位置づける。これらの地域拠点において、総務部出張所班が、本部との情報連絡、管轄区域内の状況把握、住民への情報提供等の活動を行う。 災害の危険が迫り、出張所等建物からの避難が必要であると判断される場合は、最寄りの安全な避難場所等に地域拠点機能を移転するものとする。 ケ　災害対策総合連絡本部 非常災害に際して防災関係機関及び各種団体等との有機的な協力関係を確保し、各種災害情報の共有化を図り、防災及び救助その他緊急措置の適切かつ円滑な実施を行うため、必要に応じて柳井市災害対策総合連絡本部（場所：３階大会議室）（以下「連絡本部」という。）を設置する。 連絡本部の設置の判断は、本部長が行い、設置する場合の庶務は、総務部庶務班が担当する。連絡本部には、以下の防災関係機関、各種団体の内から必要な職員の派遣を求めるものとする。 なお、連絡本部の設置にまで至らない場合においても、必要に応じ、防災関係機関、各種団体に対し、災害対策本部への職員派遣を求めるものとする。 （略） 西日本電信電話株式会社山口支店 （略）	表現の適正化 字句の整理 社名変更
P66	（２）災害対策本部設置通知	（２）本部設置通知	表現の適正化
P66	（３）災害対策本部の標識の掲示 災害対策本部を設置したときは、災害対策本部の標識を本部室前に掲示する。	（３）本部の標識の掲示 災害対策本部を設置したときは、本部の標識を本部室前に掲示する。	表現の適正化

	修　正　案	現　　行	備　考
P66	４　自主防災組織、自治会等との連携 災害対策本部の設置がなされた際、災害対策本部職員は、全力をもって災害応急対策活動を遂行する。しかし、災害の発生状況や規模によっては、市職員だけでの人力（マンパワー）では、対策に不備不足が生じる場合がある。その場合、災害対策本部と自主防災組織、自治会等が、下記事項等に対し密接な連携をとり、適切な応急対策活動の実施に努める。	４　自主防災組織、自治会等との連携 災害対策本部の設置がなされた際、災害対策本部職員は、全力をもって災害応急対策活動を遂行する。しかし、災害の発生状況や規模によっては、市職員だけでの人力（マンパワー）では、対策に不備不足が生じる場合がある。その場合、本部と自主防災組織、自治会等が、下記事項等に対し密接な連携をとり、適切な応急対策活動の実施に努める。	表現の適正化
P66	５　災害対策本部の廃止 （１）災害対策本部の廃止の判断 本部長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止するものとする。	５　災害対策本部の廃止 （１）本部の廃止の判断 本部長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。	表現の適正化
P67	６　災害警戒本部の設置 本部長は、震度５弱の地震が発生したとき又は気象庁が山口県瀬戸内海沿岸に津波警報を発表したときは、柳井市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）を設置する。 災害警戒本部の設置準備、運営等については、災害対策本部の手順に準じて行う。 なお、事態の推移に伴い、災害対策本部に移行する。	（新設）	災害警戒本部の設置に関する記載の追加

	修　正　案	現　　行	備　考
P68	〈災害対策本部組織図〉 本部長：市長 副本部長：副市長 災害対策本部会議：本部長、副本部長、各対策部長 本部室：総務部庶務班、総務部広報班、本部連絡員 現地災害対策本部 総務部 庶務班　：危機管理課、総務課、工事監理室 広報班　：政策企画課、地域づくり推進課、議会事務局、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局 財政班　：財政課 出張所班：日積、伊陸、新庄、余田、阿月、伊保庄、平郡、西平郡、大畠 災害救助部 庶務班　　：社会福祉課、人権啓発室 避難救助班：社会福祉課、こどもサポート課、高齢者支援課、健康増進課、人権啓発室 救護班　　：健康増進課、高齢者支援課（保健師） こどもサポート課（保健師） 衛生対策部 庶務班　　：市民生活課 防疫清掃班：市民生活課 協力班　　：税務課、市民生活課 農林水産商工対策部 農林水産班：農林水産課、農業委員会事務局 経済建設班：経済建設課、農林水産課 商工観光班：商工観光課、企業立地・雇用創造推進室 土木港湾対策部 土木港湾班：土木課 建築住宅班：建築住宅課 都市下水班：下水道課、都市計画課 文教対策部 庶務班　　：教育総務課 学校教育班：学校教育課 生涯学習班：生涯学習・スポーツ推進課、人権教育室、文化財室 消防対策部 消防団各分団 災害対策総合連絡本部 柳井地域広域水道企業団 柳井警察署 柳井地区広域消防組合	〈災害対策本部組織図〉 本部長：市長 副本部長：副市長 本部会議：本部長、副本部長、各対策部長 本部室：総務部庶務班、総務部広報班、本部連絡員 現地災害対策本部 総務部 庶務班　：危機管理課、総務課、工事監理室 広報班　：政策企画課、地域づくり推進課、議会事務局、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局 財政班　：財政課 出張所班：日積、伊陸、新庄、余田、阿月、伊保庄、平郡、西平郡、大畠 災害救助部 庶務班　　：社会福祉課、人権啓発室 避難救助班：社会福祉課、こどもサポート課、高齢者支援課、健康増進課、人権啓発室 救護班　　：健康増進課、高齢者支援課（保健師） 衛生対策部 庶務班　　：市民生活課 防疫清掃班：市民生活課 協力班　　：税務課 農林水産商工対策部 農林水産班：農林水産課、農業委員会事務局 経済建設班：経済建設課 商工観光班：商工観光課、企業立地・雇用創造推進室 土木港湾対策部 土木港湾班：土木課 建築住宅班：建築住宅課 都市下水班：下水道課、都市計画課 文教対策部 庶務班　　：教育総務課 学校教育班：学校教育課 生涯学習班：生涯学習・スポーツ推進課、人権教育室、文化財室 消防対策部 消防団各分団 災害対策総合連絡本部 柳井地域広域水道企業団 柳井警察署 柳井地区広域消防組合	所属事務の構成 課修正 表現の適正化

修正案

P69

〈班の編成及び所掌事務〉

部	部長	班名	班長	所掌事務	構成課等
総務部	総務部長 （副） 総合政策部長	（略）			
		出張所班	各出張所長等	１　（略） ２　災害対策本部との通報連絡に関すること ３～６　（略）	（略）
（略）					
衛生対策部	市民部長	（略）			
		協力班	税務課長	１～４　（略）	税務課 市民生活課
（略）					
文教対策部	教育長 （副） 教育部長	庶務班	教育総務課長	１～４　（略） ５　（削除）本部室との連絡に関すること	教育総務課
		（略）			
		生涯学習班	生涯学習・スポーツ推進課長	１　生涯学習及び体育施設の災害対策及び被害調査に関すること	生涯学習・スポーツ推進課 人権教育室 文化財室
（略）					
水防部	建設部長 （副） 経済部長	（略）			
		水防班	経済建設課長	１～４　（略）	経済建設課 農林水産課 農業委員会事務局 建築住宅課 都市計画課 土木課 下水道課

P74

第２節　動員配備

１　動員配備の時期・区分の決定及び職員の服務

（１）動員の順序

ウ　災害警戒本部体制

災害警戒本部設置に伴い、第２警戒体制の増員について、主管部（次）長が必要に応じ配備を命ずる。

なお、事態の推移に伴い、災害対策本部体制に切り替える体制とする。

現行

〈班の編成及び所掌事務〉

部	部長	班名	班長	所掌事務	構成課等
総務部	総務部長 （副） 総合政策部長	（略）			
		出張所班	各出張所長等	１　（略） ２　本部との通報連絡に関すること ３～６　（略）	（略）
（略）					
衛生対策部	市民部長	（略）			
		協力班	税務課長	１～４　（略）	税務課
（略）					
文教対策部	教育長 （副） 教育部長	庶務班	教育総務課長	１～４　（略） ５　災害対策本部室との連絡に関すること	（略）
		（略）			
		生涯学習班	生涯学習・スポーツ推進課長	生涯学習及び体育施設の災害対策及び被害調査に関すること	生涯学習・スポーツ推進課 人権教育室
（略）					
水防部	建設部長 （副） 経済部長	（略）			
		水防班	経済建設課長	１～４　（略）	経済建設課 農林水産課 農業委員会事務局 土木課 下水道課

第２節　動員配備

１　動員配備の時期・区分の決定及び職員の服務

（１）動員の順序

ウ　災害警戒本部体制

本部設置に伴い、第２警戒体制の職員の増員について、主管部（次）長が必要に応じ配備を命ずる。

なお、事態の推移に伴い災害対策本部体制に切り替える体制とする。

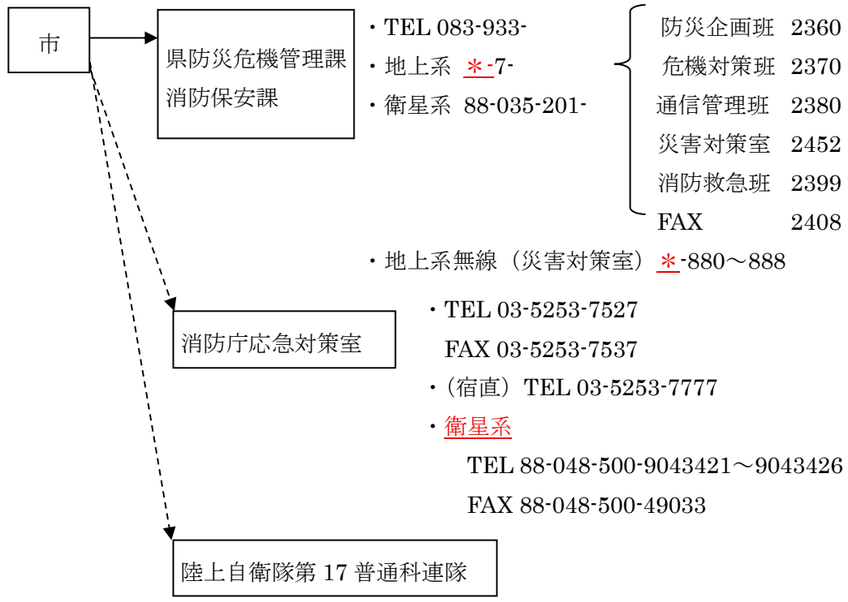
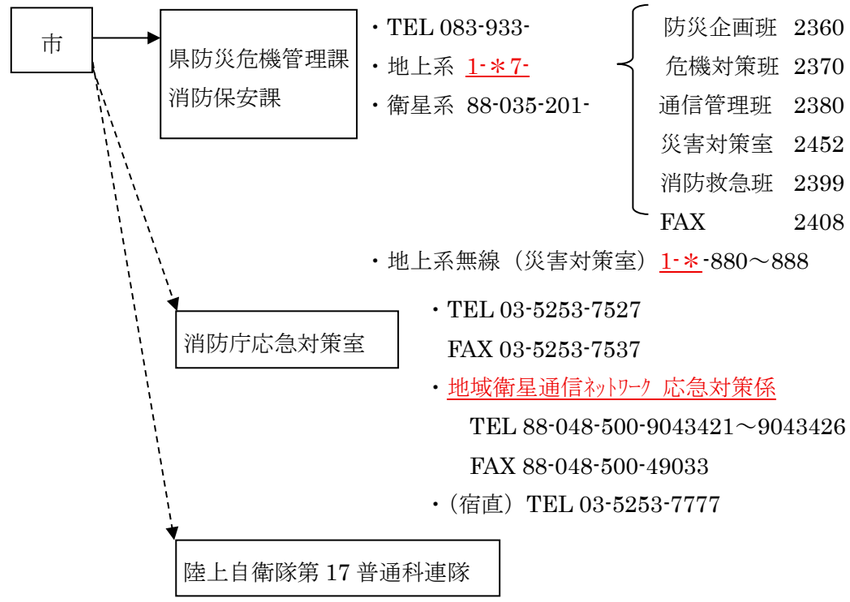
備考

所属事務の構成課修正
表現の適正化

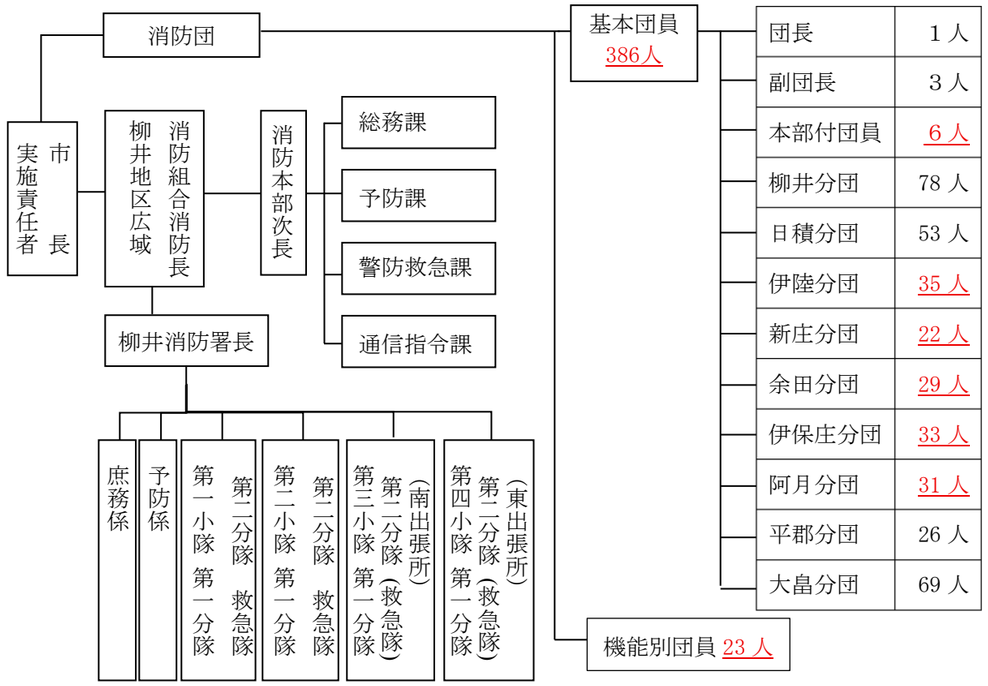
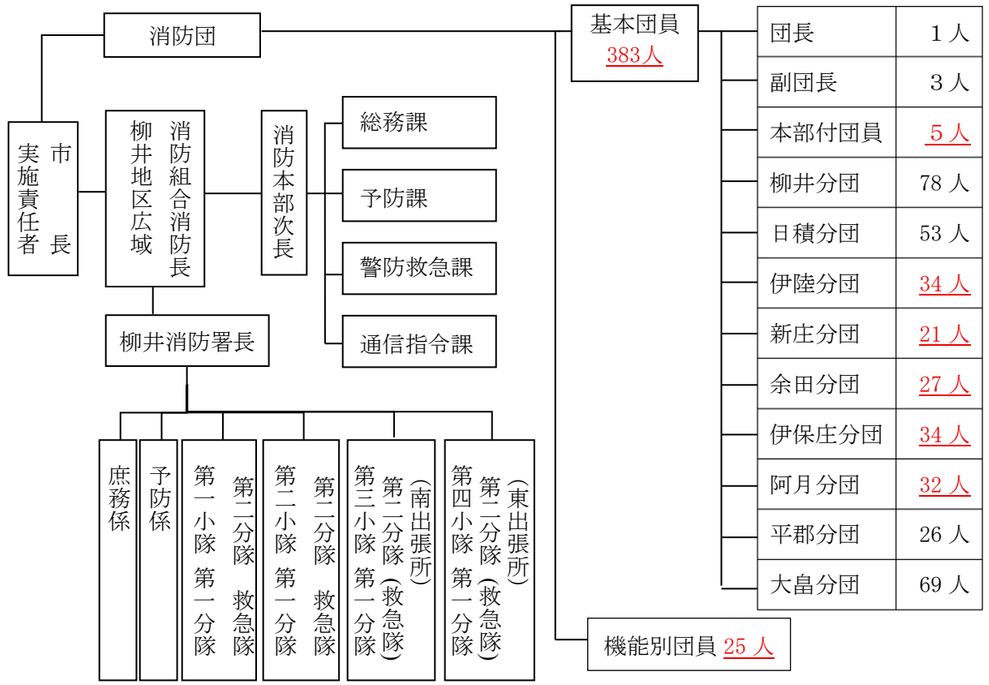
表現の適正化

<table>
<tr><th></th><th>修　正　案</th><th>現　　行</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>P74</td><td>エ　災害対策本部体制
災害対策本部設置に伴い、災害対策本部組織図により、各班長が班員を呼集し、出先機関職員については、所管施設の被害状況を迅速に把握し、災害対策本部に連絡を行う。
その後の対応については、災害対策本部の指示に従う。</td><td>エ　災害対策本部体制
本部設置に伴い、災害対策本部組織図により、各班長が班員を呼集し、出先機関職員については、所管施設の被害状況を迅速に把握し、本部に連絡を行う。
その後の対応については、本部の指示に従う。</td><td>表現の適正化</td></tr>
<tr><td>P75</td><td>（３）課別動員体制
<table>
<tr><th>配備体制</th><th>配備基準</th><th>配備課</th><th>職員参集基準</th></tr>
<tr><td>第１警戒体　制</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>第２警戒体　制</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>災害警戒本部体制</td><td>・震度５弱の地震発生
・山口県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表されたとき</td><td>危機管理課　３人
総務課　３人
財政課　３人
政策企画課　３人
地域づくり推進課　２人
日積出張所　２人
伊陸出張所　２人
新庄出張所　２人
余田出張所　２人
阿月出張所　２人
伊保庄出張所　２人
平郡出張所　２人
西平郡連絡所　１人
大畠出張所　２人
土木課　７人
建築住宅課　３人
都市計画課　２人
下水道課　４人
農林水産課　４人
経済建設課　６人
商工観光課　３人
市民生活課　４人
税務課　２人
社会福祉課　４人
こどもサポート課　３人
高齢者支援課　３人
健康増進課　２人
教育総務課　２人
学校教育課　２人
生涯学習・スポーツ推進課　５人</td><td>１　あらかじめ所属長が指名した職員
２　上記の災害対策要員のほか、市長を本部長とし部長職以上のもので構成する災害警戒本部体制を組織する。
３　平郡出張所、西平郡連絡所については、平郡航路の状況により、応援配備となる。</td></tr>
<tr><td>災害対策本部体制</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table></td><td>（３）課別動員体制
<table>
<tr><th>配備体制</th><th>配備基準</th><th>配備課</th><th>職員参集基準</th></tr>
<tr><td>第１警戒体　制</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>第２警戒体　制</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>災害警戒本部体制</td><td>・震度５弱の地震発生
・山口県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表されたとき</td><td>危機管理課　３人
総務課　３人
財政課　３人
政策企画課　３人
地域づくり推進課　２人
日積出張所　２人
伊陸出張所　２人
新庄出張所　２人
余田出張所　２人
阿月出張所　２人
伊保庄出張所　２人
平郡出張所　２人
西平郡連絡所　１人
大畠出張所　２人
土木課　７人
建築住宅課　３人
都市計画課　２人
下水道課　４人
農林水産課　４人
経済建設課　６人
商工観光課　３人
市民生活課　４人
税務課　２人
社会福祉課　４人
こどもサポート課　３人
高齢者支援課　３人
健康増進課　２人
教育総務課　２人
学校教育課　２人
生涯学習・スポーツ推進課　５人</td><td>１　あらかじめ所属長が指名した職員
２　上記の災害対策要員のほか、市長を本部長とし部長職以上のもので構成する警戒本部体制を組織する。
３　平郡出張所、西平郡連絡所については、平郡航路の状況により、応援配備となる。</td></tr>
<tr><td>災害対策本部体制</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table></td><td>表現の適正化</td></tr>
<tr><td>P76</td><td>（４）災害対策本部職員の服務
全ての職員は、災害対策本部が設置された場合は、次の事項を順守する。</td><td>（４）本部職員の服務
全ての職員は、本部が設置された場合は、次の事項を順守する。</td><td>表現の適正化</td></tr>
</table>

	修　正　案	現　　行	備　考
	ア　常に災害に関する情報、災害対策本部関係の指示に注意すること。 イ～コ　（略）	ア　常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意すること。 イ～コ　（略）	
P76	２　動員配備の伝達 （２）休日又は退庁後等勤務時間外 勤務時間外において、警戒体制、災害警戒本部体制又は災害対策本部体制をとる場合は、課別動員体制に基づき職員へ指令を行う。 なお、職員は、通信手段が途絶された場合でも、甚大な被害を覚知した際には自主的な参集に努めるものとする。	２　動員配備の伝達 （２）休日又は退庁後等勤務時間外 勤務時間外において、警戒体制又は本部体制をとる場合は、課別動員体制に基づき職員に指令を行う。 なお、職員は、通信手段が途絶された場合でも、甚大な被害を覚知した際には自主的な参集に努めるものとする。	表現の適正化
P76	４　応援職員の要請 災害対策本部の各部長は、災害対策活動を実施するに当たり職員が不足し、他部班の職員の応援を受けようとするときは、総務部長（総務部庶務班）に対し、次の要領で応援職員を要請するものとする。	４　応援職員の要請 本部の各部長は、災害対策活動を実施するに当たり、職員が不足し、他部班の職員の応援を受けようとするときは、総務部長（総務部庶務班）に対し、次の要領で応援職員を要請するものとする。	表現の適正化
P87	第２　初動期における災害応急対策活動 第３節　災害情報等の収集報告 ２　異常現象の収集報告 災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、ただちにその旨を（削除）災害対策本部総務部庶務班（体制前にあっては総務部危機管理課又は当直）又は柳井警察署、柳井地区広域消防本部若しくは消防団に通報するものとする。 異常現象の通報を受けた（削除）災害対策本部総務部庶務班は、遅滞なく県（防災危機管理課）及び関係機関に通報するものとする。 なお、その現象が自然現象である場合は、下関地方気象台に併せて通報するものとする。	第２　初動期における災害応急対策活動 第３節　災害情報等の収集報告 ２　異常現象の収集報告 災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちにその旨を市災害対策本部総務部庶務班（体制前にあっては総務部危機管理課又は当直）又は柳井警察署、柳井地区広域消防本部若しくは消防団に通報するものとする。 異常現象の通報を受けた市災害対策本部総務部庶務班は、遅滞なく県（防災危機管理課）及び関係機関に通報するものとする。 なお、その現象が自然現象である場合は、下関地方気象台に併せて通報するものとする。	表現の適正化
	４　発災初期における災害情報の収集・報告 （３）市から県・自衛隊への報告	４　発災初期における災害情報の収集・報告 （３）市から県・自衛隊への報告	

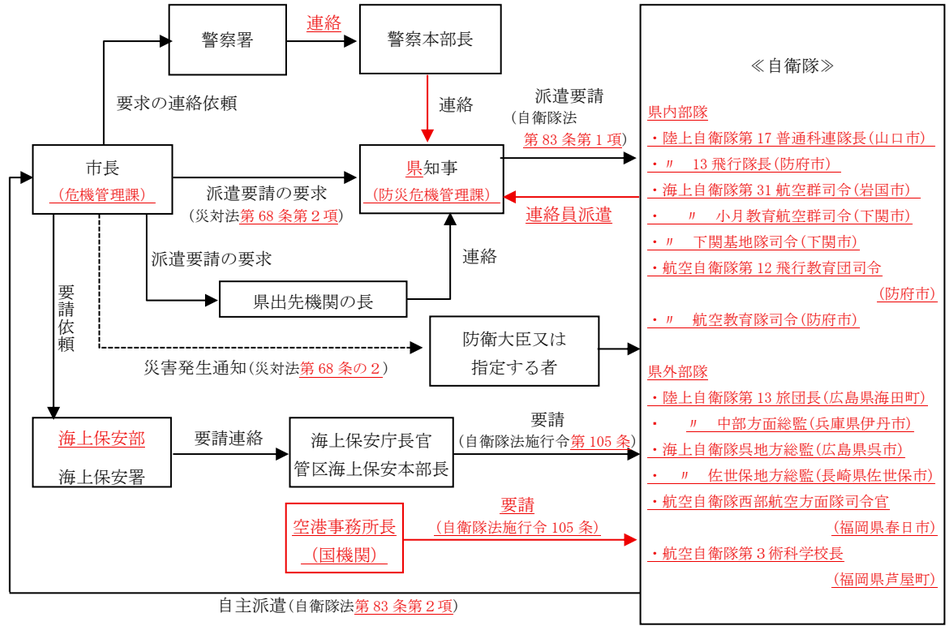
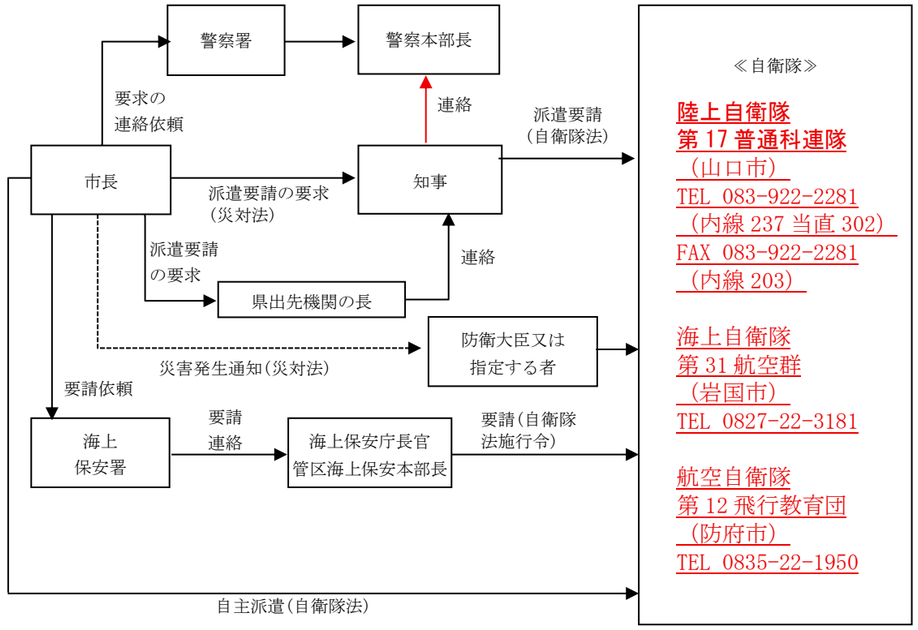
	修　正　案	現　　行	備　考
P90	ア　総務部庶務班（被害等の総括的な情報） 	ア　総務部庶務班（被害等の総括的な情報） 	番号修正 名称変更
P90	イ　災害救助部庶務班（避難所の開設状況、住家被害の状況） 	イ　災害救助部庶務班（避難所の開設状況、住家被害の状況） 	番号修正
P90	ウ　災害救助部救護班（医療機関の被災状況等） 	ウ　災害救助部救護班（医療機関の被災状況等） 	番号修正

	修　正　案	現　　行	備　考
P91	エ　土木港湾対策部土木港湾班 農林水産商工対策部経済建設班（道路、港湾、漁港の被害状況等） 市 → 柳井土木建築事務所　TEL 22-0396 { 地上系＊-54-20～25 / 衛星系 88-035-243-28 } FAX 23-4666　衛星系 88-035-243-38 地上系移動局　（柳井 1）316 （柳井 2）317 (注)土木建築事務所へ伝達できない場合（勤務時間外等） 柳井農林水産事務所 水産部　TEL 22-0740 { 地上系＊-54-42 / 衛星系 88-035-243-27 } FAX 22-5502　衛星系 88-035-243-37 県土木建築部 道路整備課　TEL 083-933-3680 { 地上系＊7 -3680 / 衛星系 88-035-201-3680 } FAX 083-933-3689 { 地上系＊7 -3689 / 衛星系 88-035-201-3689 } 農林水産部 漁港漁場整備課　TEL 083-933-3560 { 地上系＊7 -3560 / 衛星系 88-035-201-3560 } FAX 090-933-3579 { 地上系＊7 -3579 / 衛星系 88-035-201-3579 }	エ　土木港湾対策部土木港湾班 農林水産商工対策部経済建設班（道路、港湾、漁港の被害状況等） 市 → 柳井土木建築事務所　TEL 22-0396 { 地上系 1-＊-54-20～25 / 衛星系 88-035-243-28 } FAX 23-4666　衛星系 88-035-243-38 地上系移動無線（柳井 1）1-316 地上系移動無線（柳井 2）1-317 (注)土木建築事務所へ伝達できない場合（勤務時間外等） 柳井農林水産事務所 水産部　TEL 22-0740 { 地上系 1-＊-54-42 / 衛星系 88-035-243-27 } FAX 22-5502　衛星系 88-035-243-37 県土木建築部 道路整備課　TEL 083-933-3680 { 地上系 1-＊7 -3680 / 衛星系 88-035-201-3680 } FAX 083-933-3689 { 地上系 1-＊7 -3689 / 衛星系 88-035-201-3689 } 農林水産部 漁港漁場整備課　TEL 083-933-3560 { 地上系 1-＊7 -3560 / 衛星系 88-035-201-3560 } FAX 090-933-3579 { 地上系 1-＊7 -3579 / 衛星系 88-035-201-3579 }	番号修正 名称変更
P91	オ　文教対策部庶務班（学校関係の被害状況等） 市 → 県教育庁 学校安全・体育課　TEL 083-933-4673 { 地上系＊-7 -4673 / 衛星系 88-035-201-4673 } FAX 083-922-8737	オ　文教対策部庶務班（学校関係の被害状況等） 市 → 県教育庁 学校安全・体育課　TEL 083-933-4673 { 地上系 1-＊-7 -4673 / 衛星系 88-035-201-4673 } FAX 083-922-8737	番号修正
P92	7　情報通信体制の確立 （３）非常緊急電話等の承認 非常時には、電話の果たす役割も非常に重要であるため、ＮＴＴと災害時優先電話の指定及び衛星通信車載局・ポータブル衛星通信システムの要請方法並びに災害時用公衆電話の設置場所・運営方法について協議を行い、その体制についての確立を図る。	7　情報通信体制の確立 （３）非常緊急電話等の承認 非常時には、電話の果たす役割も非常に重要であるため、ＮＴＴと災害時優先電話の指定及び衛星通信車載局・ポータブル衛星通信システムの要請方法並びに特設公衆電話の設置場所・運営方法について協議を行い、その体制についての確立を図る。	名称変更
P93	8　直接即報 （５）消防庁の報告先 勤務時間内(9:30～18:15) NTT 回線 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 ※応急対策室 衛星系 88-048-500-90-49013 FAX 88-048-500-49033 勤務時間外 NTT 回線 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 ※宿直室 衛星系 88-048-500-90-49102 FAX 88-048-500-49036	8　直接即報 （５）消防庁の報告先 消防庁 勤務時間内 (9:30～18:15) NTT 回線 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 ※応急対策室 衛星系 88-048-500-9043421～9043426 FAX 88-048-500-9049033 勤務時間外 ※宿直室 NTT 回線 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553	番号変更

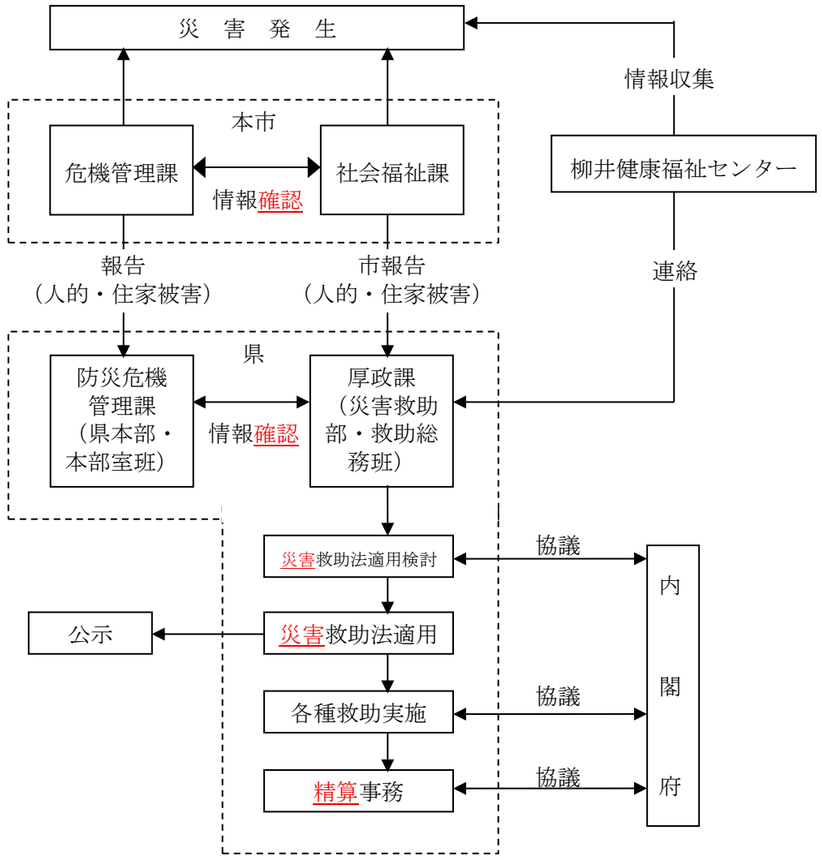
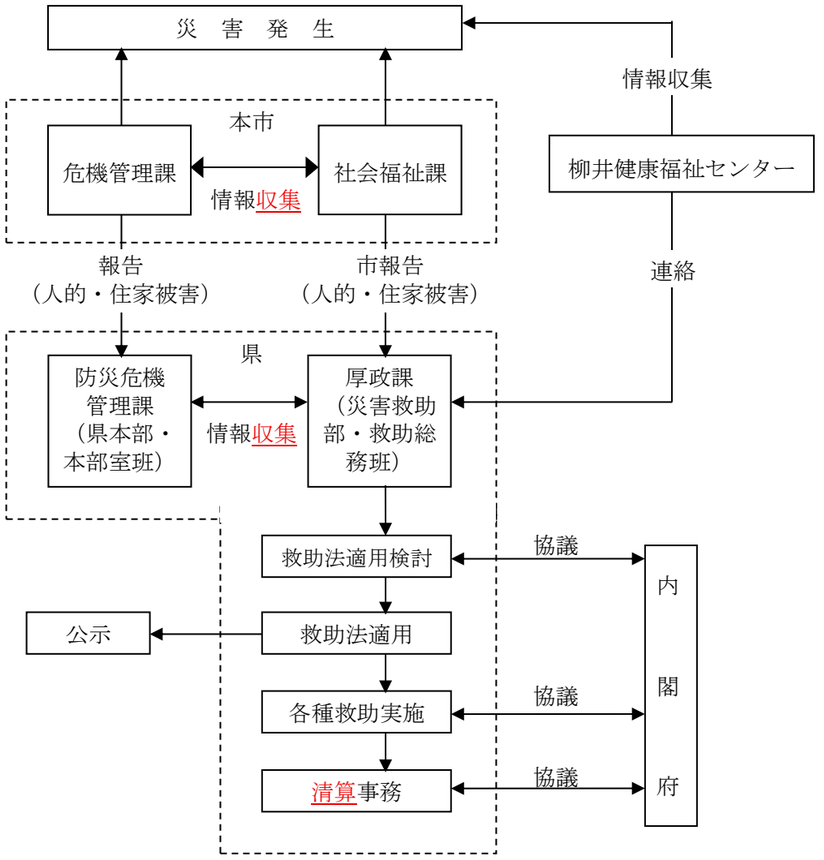
	修　正　案	現　　行	備　考
P94	第４節　消防活動 ２　消防の実施責任者、消防の組織（柳井地区広域消防本部）  計 409人（令和８年10月１日現在）	第４節　消防活動 ２　消防の実施責任者、消防の組織（柳井地区広域消防本部）  計 408人（令和７年10月１日現在）	時点修正
P96	６　広域消防応援・受援 （１）県内広域消防応援計画 オ　応援要請時の連絡先は、下記のとおりとする。 なお、連絡方法は、原則として有線電話又は有線ＦＡＸによるものとする。ただし、有線断絶時等の場合は、防災行政無線、県内共通波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">名称</th><th colspan="2" rowspan="2">連絡先</th><th colspan="2">ＮＴＴ回線</th><th colspan="2">県防災行政無線</th></tr><tr><th>電話</th><th>ＦＡＸ</th><th>電話</th><th>ＦＡＸ</th></tr><tr><td rowspan="2">国</td><td rowspan="2">消防庁 広域応援室</td><td>昼間</td><td>広域応援室</td><td>03-5253-7527</td><td>03-5253-7537</td><td>88-048-500-9049013</td><td>88-048-500-49033</td></tr><tr><td>夜間</td><td>宿直室</td><td>03-5253-7777</td><td>03-5253-7553</td><td>88-048-500-9049101</td><td>88-048-500-49036</td></tr><tr><td rowspan="3">県</td><td rowspan="2">消防保安課 防災危機管理課</td><td>昼間 夜間</td><td rowspan="2">消防救急班</td><td rowspan="2">083-933-2399 083-933-2360</td><td rowspan="2">083-933-2479</td><td>88-035-201-2399 88-035-201-2360</td><td>88-201-2408 (7-2479)</td></tr><tr><td>消防防災航空隊</td><td>昼間</td><td>消防防災航空セ</td><td>0836-37-6422</td><td>0836-37-6423</td><td>88-035-</td><td>(19-265)</td></tr></table>	６　広域消防応援・受援 （１）県内広域消防応援計画 オ　応援要請時の連絡先は、下記のとおりとする。 なお、連絡方法は、原則として有線電話又は有線ＦＡＸによるものとする。ただし、有線断絶時等の場合は、防災行政無線、県内共通波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">名称</th><th colspan="2" rowspan="2">連絡先</th><th colspan="2">ＮＴＴ回線</th><th colspan="2">防災行政無線</th></tr><tr><th>電話</th><th>ＦＡＸ</th><th>電話</th><th>ＦＡＸ</th></tr><tr><td rowspan="2">国</td><td rowspan="2">消防庁 広域応援室</td><td>昼間</td><td>広域応援室</td><td>03-5253-7527</td><td>03-5253-7537</td><td>88-048-500-9049013</td><td>88-048-500-9049033</td></tr><tr><td>夜間</td><td>宿直室</td><td>03-5253-7777</td><td>03-5253-7553</td><td>88-048-500-9049101</td><td>88-048-500-9049036</td></tr><tr><td rowspan="3">県</td><td rowspan="2">消防保安課 防災危機管理課</td><td>昼間 夜間</td><td rowspan="2">消防救急班</td><td rowspan="2">083-933-2399 083-933-2360</td><td rowspan="2">083-933-2479</td><td>88-201-2399 88-201-2360</td><td>88-201-2408 (7-2479)</td></tr><tr><td>消防防災航空隊</td><td>昼間</td><td>消防防災航空セ</td><td>0836-37-6422</td><td>0836-37-6423</td><td>88-264</td><td>(19-265)</td></tr></table>	番号修正

	修　正　案							現　　行							備　考	
			夜間	ンター			264-01			夜間	ンター					
県内消防本部	下関市消防局	昼間 夜間	情報指令課	083-233-9119	083-224-0119	88-035-451-01	(19-451)	県内消防本部	下関市消防局	昼間 夜間	情報指令課	083-233-9119	083-224-0119	88-451	(19-451)	
	山口市消防本部	昼間 夜間	通信指令課	083-932-2603	083-932-2607	88-035-403-6306	(19-453)		山口市消防本部	昼間 夜間	通信指令課	083-932-2603	083-932-2607	88-453	(19-453)	
	萩市消防本部	昼間 夜間	通信指令室	0838-25-2772	0838-26-3951	88-035-454-01	(19-454)		萩市消防本部	昼間 夜間	通信指令室	0838-25-2772	0838-26-3951	88-454	(19-454)	
	防府市消防本部	昼間 夜間	通信指令課	0835-24-0119	0835-23-2002	88-035-455-6858	(19-455)		防府市消防本部	昼間 夜間	通信指令課	0835-24-0119	0835-23-2002	88-455	(19-455)	
	下松市消防本部	昼間 夜間	通信指令係	0833-45-0119	0833-41-8202	88-035-456-01	(19-456)		下松市消防本部	昼間 夜間	通信指令係	0833-45-0119	0833-41-8202	88-456	(19-456)	
	長門市消防本部	昼間	警防課	0837-22-5295	0837-22-0428	88-035-459-20	(19-459)		長門市消防本部	昼間	警防課	0837-22-5295	0837-22-0428	88-459-20	(19-459)	
		夜間	通信指令室	0837-22-9111						夜間	通信指令室	0837-22-9111				
	美祢市消防本部	昼間	警防課	0837-52-2192	0837-52-0540	88-035-461-01	(19-461)		美祢市消防本部	昼間	警防課	0837-52-2192	0837-52-0540	88-461	(19-461)	
		夜間	通信指令室	0837-52-2176	0837-53-0564					夜間	通信指令室	0837-52-2176	0837-53-0564			
	周南市消防本部	昼間	警防課	0834-22-8762	0834-31-8543	88-035-462-150	(19-462)		周南市消防本部	昼間	警防課	0834-22-8762	0834-31-8543	88-462	(19-462)	
		夜間	指令課	0834-22-8765	9834-31-8543					夜間	指令課	0834-22-8765	9834-31-8543			
	柳井地区広域消防本部	昼間	警防救急課	0820-22-7773	0820-22-7847	88-035-460-9	(19-460)		柳井地区広域消防本部	昼間	警防救急課	0820-22-7773	0820-22-7847	88-460	(19-460)	
		夜間	通信指令課	0820-22-0040						夜間	通信指令課	0820-22-0040				
	光地区消防組合消防本部	昼間	警防課	0833-74-5603	0833-74-5611	88-035-441	(19-458)		光地区消防組合消防本部	昼間	警防課	0833-74-5603	0833-74-5611	88-458-133	(19-458)	
		夜間	指令係	0833-74-5604	0833-72-1211					夜間	指令係	0833-74-5604	0833-72-1211			
	岩国地区消防組合消防本部	昼間 夜間	警防課	0827-31-0119	0827-32-2119	88-035-457-01	(19-457)		岩国地区消防組合消防本部	昼間 夜間	警防課	0827-31-0119	0827-32-2119	88-457	(19-457)	
	宇部・山陽小野田消防局	昼間	警防課	0836-21-6113	0836-33-0745	88-035-452-01	(19-452)		宇部・山陽小野田消防局	昼間	警防課	0836-21-6113	0836-33-0745	88-452	(19-452)	
		夜間	通信指令課	0836-21-2866						夜間	通信指令課	0836-21-2866				
	注）時間帯別の夜間には、休日の昼間も含む。防災行政無線ＦＡＸ（　）は県内間のみ可能							注）時間帯別の夜間には、休日の昼間も含む。防災行政無線ＦＡＸ（　）は県内間のみ可能								
	第６節　避難指示等の発令、避難所の開設等の活動							第６節　避難指示等の発令、避難所の開設等の活動								
	２　避難指示等							２　避難指示など								
P108	（５）避難指示等の解除							（５）避難指示等の解除							表現の適正化	
	避難指示等の解除に当たっては、市は十分に安全性の確認に努めるものとする。							避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。								
	避難指示の解除は、大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本とする。ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本とする。							避難指示の解除は、大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本とする。ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本とする。								
	解除の伝達方法は、避難指示等を発令する際の方法を準用する。							解除の伝達方法は、避難指示等を発令する際の方法を準用する。								
P108	３　警戒区域の設定							２　警戒区域の設定							誤字訂正	
	４　関係機関相互連携の強化							３　関係機関相互連携の強化								
	５　避難誘導							４　避難誘導								
	６　指定緊急避難場所							５　指定緊急避難場所								
	７　指定避難所等							６　指定避難所等								

	修　正　案	現　　行	備　考
	８　避難所及び避難後の警備 ９　広域一時滞在 第７節　広報活動 ２　住民に対する広報	７　避難所及び避難後の警備 ８　広域一時滞在 第７節　広報活動 ２　住民に対する広報	
P115	（２）広報内容及び方法 広報活動は、総務部広報班において一元化して実施することが原則であるが、大規模な災害の場合は、広報事項が膨大な量となり、総務部広報班での一元化が迅速な広報の妨げとなる可能性もある。そこで、本部長は、災害対策本部会議の検討を踏まえて、必要に応じ、各対策部及び各班各々での広報活動を許可する。その場合、広報を実施した各対策部及び各班は、逐次広報内容及び広報した日時を総務部広報班に報告する。 広報の内容は前記の報道機関に対する発表内容に準じて行い、防災行政無線、防災メール、広報車、ホームページ、Ｌアラート、ソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）、自主防災組織、自治会、チラシ等をもって周知するものとする。 また、出張所等を住民への広報拠点と位置づけ、広報事項は全ての出張所等において共有化を図り、いつでも住民に提供できるようにする。 また、要配慮者にも適切に広報できるよう、手話ボランティアなどボランティアとも連携した広報活動に努める。	（２）広報内容及び方法 広報活動は、総務部広報班において一元化して実施することが原則であるが、大規模な災害の場合は、広報事項が膨大な量となり、総務部広報班での一元化が迅速な広報の妨げとなる可能性もある。そこで、本部長は、本部会議の検討を踏まえて、必要に応じ、各対策部及び各班各々での広報活動を許可する。その場合、広報を実施した各対策部及び各班は、逐次広報内容及び広報した日時を総務部広報班に報告する。 広報の内容は前記の報道機関に対する発表内容に準じて行い、防災行政無線、防災メール、広報車、ホームページ、Ｌアラート、ソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）、自主防災組織、自治会、チラシ等をもって周知するものとする。 また、出張所等を住民への広報拠点と位置づけ、広報事項は全ての出張所等において共有化を図り、いつでも住民に提供できるようにする。 また、要配慮者にも適切に広報できるよう、手話ボランティアなどボランティアとも連携した広報活動に努める。	表現の適正化
P116	３　防災関係機関との調整 災害対策総合連絡本部を設置したときは、必要な防災関係機関の連絡員を待機させ、災害対策本部との情報の共有化を図る。 総務部広報班は、広報を実施したときは直ちに関係する連絡員にその旨を通知する。 連絡員は、その旨を所属機関に報告する。 関係機関が個別に広報を実施したときは、連絡員を通じて直ちに市総務部広報班へ以下の事項を通知する。 （１）広報を実施した日時 （２）広報内容 なお、市及び防災関係機関は、災害対策総合連絡本部での協議等を通じて、広報車両の貸与、合同での広報の実施等広報活動に当たって相互に協力しあい効果的な活動を行う。 第８節　自衛隊の災害派遣要請依頼 １　災害派遣の要請 （２）災害派遣要請	３　防災関係機関との調整 災害対策総合連絡本部を設置したときは、必要な防災関係機関の連絡員を待機させ、市本部との情報の共有化を図る。 総務部広報班は、広報を実施したときは直ちに関係する連絡員にその旨を通知する。 連絡員は、その旨を所属機関に報告する。 関係機関が個別に広報を実施したときは、連絡員を通じて直ちに市総務部広報班へ以下の事項を通知する。 （１）広報を実施した日時 （２）広報内容 なお、市及び防災関係機関は、災害対策総合連絡本部での協議等を通じて、広報車両の貸与、合同での広報の実施等広報活動に当たって相互に協力しあい効果的な活動を行う。 第８節　自衛隊の災害派遣要請依頼 １　災害派遣の要請 （２）災害派遣要請	表現の適正化

	修　正　案	現　　行	備　考
P118	≪災害派遣要請系統図≫  	≪災害派遣要請系統図≫  	県地域防災計画に準拠
P118	（３）災害派遣連絡窓口一覧表 区分 / 要請先 / 所在地 / 活動内容 陸上自衛隊に対するもの / 第１７普通科連隊長 / 山口市上宇野令 784(083-922-2281)(県庁内線 5184)(防災無線(衛星系)8-035-217) / 車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動 　 / 第１３旅団長 / 広島県安芸郡海田町寿町 2-1(082-822-3101)(防災無線(衛星系)8-034-101-941-157) / 　 　 / 中部方面総監 / 伊丹市緑ヶ丘 7-1-1(0727-82-0001) / 　 海上自衛隊に対するもの / 呉地方総監 / 呉市幸町 8-1(0823-22-5511)(防災無線(衛星系)8-034-101-89-158) / 艦艇又は航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、応急給水等 　 / 佐世保地方総監 / 佐世保市平瀬町(0956-23-7111) / 　 　 / 第３１航空群司令 / 岩国市三角町２丁目(0827-22-3181) / 　 　 / 小月教育航空群司令 / 下関市松屋本町 3-2-1(083-282-1180) / 　 　 / 下関基地隊司令 / 下関市永田本町 4-8-1(083-286-2323) / 　 航空自衛隊に対するもの / 第 12 飛行教育団司令 / 防府市田島(0835-22-1950 内線 231) / 主として航空機による偵察、人員・物資の輸送、急患搬送等 　 / 航空教育隊司令 / 防府市中関(0835-22-1950) / 　 　 / 西部航空方面隊司令官 / 春日市原町 3-1-1(092-581-4031 内線 2348) / 　 　 / 第３術科学校長 / 福岡県遠賀郡芦屋町芦屋 144-1(093-223-0981) /	（新設）	県地域防災計画に準拠
P120	第９節　県への要請及び広域応援要請依頼 １　県に対する応援要請 （１）協力要請の考え方 大規模災害が発生し、市内の防災能力だけでは対応が不十分であり、県及び他市町村に応援を求める必要があると判断される場合は、各種法令、相互応援協定に基づき、あらかじめ必要	第９節　県への要請及び広域応援要請依頼 １　県に対する応援要請 （１）協力要請の考え方 大規模災害が発生し、市内の防災能力だけでは対応が不十分であり、県及び他市町村に応援を求める必要があると判断される場合は、各種法令、相互応援協定に基づき、あらかじめ必要	表現の適正化

	修　正　案	現　　行	備　考
	事項を明確にしたうえで災害対策本部が協力要請の手続を行う。 応援要請基準としては、本章「第２　第８節　自衛隊の災害派遣要請依頼」の要請基準と同じとし、これに達しない災害であっても活動に支障ある場合は、本部長及び総務部庶務班の判断により、遅滞なく応援要請を行う。	事項を明確にしたうえで本部が協力要請の手続を行う。 応援要請基準としては、本章「第２　第８節　自衛隊の災害派遣要請依頼」の要請基準と同じとし、これに達しない災害であっても活動に支障ある場合は、本部長及び総務部庶務班の判断により、遅滞なく応援要請を行う。	
P136	第 13 節　緊急輸送体制の確立 ４　災害救助法による輸送基準 （１）輸送の範囲 災害救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。 （略） （２）輸送の期間 ア　災害救助法による各救助の実施期間中とする。	第 13 節　緊急輸送体制の確立 ４　災害救助法による輸送基準 （１）輸送の範囲 救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。 （略） （２）輸送の期間 ア　救助法による各救助の実施期間中とする。	表現の適正化
P146	第 15 節　緊急食料供給体制の確立 ３　食料の応急供給方針の決定 食料の応急供給方針は、おおむね以下によるものとするが、最終的には１、２の状況把握に基づき決定する。 なお、食糧の不足状況や入出荷の管理等については、新物資システム（B-PLo）を活用する。	第 15 節　緊急食料供給体制の確立 ３　食料の応急供給方針の決定 食料の応急供給方針は、おおむね以下によるものとするが、最終的には１、２の状況把握に基づき決定する。 なお、食糧の不足状況や入出荷の管理等については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。	国システムの名称変更に伴う修正
P148	第 16 節　緊急生活物資供給体制の確立 ３　生活必需物資の供給方針の決定 生活必需物資の応急供給方針は概ね以下によるものとするが、最終的には１、２の状況把握に基づき決定する。生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、新物資システム（B-PLo）を活用する。	第 16 節　緊急生活物資供給体制の確立 ３　生活必需物資の供給方針の決定 生活必需物資の応急供給方針は概ね以下によるものとするが、最終的には１、２の状況把握に基づき決定する。生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。	国システムの名称変更に伴う修正
P148	（１）被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 ②外　　衣　　普段着、作業着、婦人服、こども服等	（１）被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 ②外　　衣　　普段着、作業着、婦人服、子供服等	表現の適正化
P150	第 17 節　防災基幹施設における電力、通信の応急復旧 ２　復旧を優先する施設の方針の決定 電力、通信の復旧に当たっては、災害対策事業を進めるうえでの重要な施設から復旧を優先することが望ましく、これについては、災害対策本部と電力、通信機関との協議によって決定するが、一般的には下記の施設において優先復旧を考慮する必要がある。 （１）災害対策本部（市役所、出張所等）	第 17 節　防災基幹施設における電力、通信の応急復旧 ２　復旧を優先する施設の方針の決定 電力、通信の復旧に当たっては、災害対策事業を進めるうえでの重要な施設から復旧を優先することが望ましく、これについては、市本部と電力、通信機関との協議によって決定するが、一般的には下記の施設において優先復旧を考慮する必要がある。 （１）市本部（市役所、出張所等）	表現の適正化
	第３　救援期における災害応急対策活動 第３節　災害救助法の適用	第３　救援期における災害応急対策活動 第３節　災害救助法の適用	

	修　正　案	現　　行	備　考
P154	1　災害救助法の適用 （１）災害救助法による救助の実施 ア　災害救助法事務処理系統図  	1　災害救助法の適用 （１）災害救助法による救助の実施 ア　災害救助法事務処理系統図  	表現の適正化 誤字の訂正
P155	イ　実施機関 （エ）なお、市長へ委任することとなる事務の内容は、次のとおりである。 救助実施内容 / 実施機関 1　避難所の設置 / 市 2　応急仮設住宅の供与 （１）建設 / 県 （２）入居予定者の選考、敷地の選定 / 市 3　炊き出しその他による食品の給与 / 市 4　飲料水の供給 / 市 5　被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与 / 市	イ　実施機関 （エ）なお、市長へ委任することとなる事務の内容は、次のとおりである。 救助実施内容 / 実施機関 1　避難所の設置 / 市 2　応急仮設住宅の供与 （１）建設 / 県 （２）入居予定者の選考、敷地の選定 / 市 3　炊き出しその他による食品の給与 / 市 4　飲料水の供給 / 市 5　被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与 / 市	内容の適正化

	修　正　案	現　　行	備　考

修正案

6　医療及び助産	県、市
7　被災者の救出	市
8　被災した住宅の応急修理	市
9　障害物（土石、竹木等）の除去	県、市
10　生業に必要な資金の貸与	県
11　学用品の給与	県、市
12　遺体の捜索	市
13　遺体の処理	市
14　埋葬	市

現行

6　医療及び助産	県
7　災害にかかった者の救出	市
8　住宅の応急修理	市
9　障害物（土石、竹木等）の除去	市
10　生業資金の貸与	県
11　学用品の給与	市
12　遺体の捜索	市
13　遺体の処理	市
14　埋葬	市

P156

修正案

（２）適用手続き

ア　適用手続きに係る処理事項

災害救助法を適用するに当たって、市長及び知事が行う報告等に係る事務処理は、下記によるものとする。

（ア）報告	a　市長 （ａ）、（ｂ）　（略） （ｃ）報告内容　被災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害 （ｄ）、（ｅ）　（略）
（略）	

現行

（２）適用手続き

ア　適用手続きに係る処理事項

災害救助法を適用するに当たって、市長及び知事が行う報告等に係る事務処理は、下記によるものとする。

（ア）報告	a　市長 （ａ）、（ｂ）　（略） （ｃ）報告内容　罹災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害 （ｄ）、（ｅ）　（略）
（略）	

表現の適正化

P157

修正案

（４）応急救助の実施

災害救助法の適用とともに応急救助を実施することになるが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救助の種類	本計画	担当部署
救助の総括	本節　災害救助法の適用	災害救助部
（略）		
応急仮設住宅の供与 被災住宅の応急修理	第２部 第２章 第３ 第９節 住宅の修理、応急仮設住宅等の供与	土木港湾対策部、農林水産商工対策部
炊き出しその他による食品の給与	第２部 第２章 第２ 第 15 節 緊急食料供給体制の確立	農林水産商工対策部
飲料水の給与	第２部 第２章 第２ 第 14 節 緊急給水体制の確立	総務部、柳井地域広域水道企業団
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	第２部 第２章 第２ 第 16 節 緊急生活物資供給体制の確立	農林水産商工対策部
（略）		

現行

（４）応急救助の実施

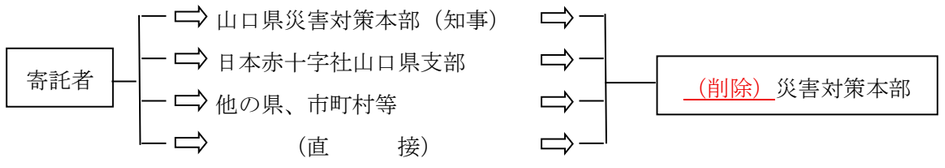
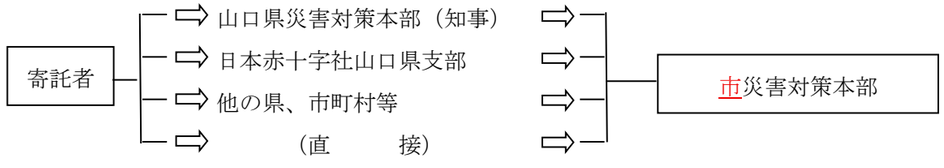
災害救助法の適用とともに応急救助を実施することになるが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救助の種類	本計画	担当部署
救助の総括	本章　災害救助法の適用	災害救助部
（略）		
応急仮設住宅の供与 被災住宅の応急修理	第２部 第２章 第３ 第９節 住宅の修理、応急仮設住宅等の供与	土木港湾対策部
炊き出しその他による食品の給与	第２部 第２章 第２ 第 17 節 緊急食料供給体制の確立	災害救助部、総務部
飲料水の給与	第２部 第２章 第２ 第 16 節 緊急給水体制の確立	総務部、柳井地域広域水道企業団
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	第２部 第２章 第２ 第 18 節 緊急生活物資供給体制の確立	農林水産商工対策部
（略）		

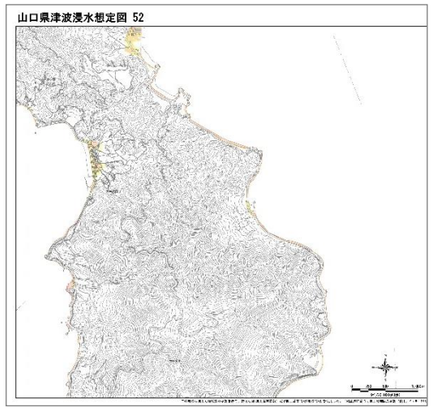
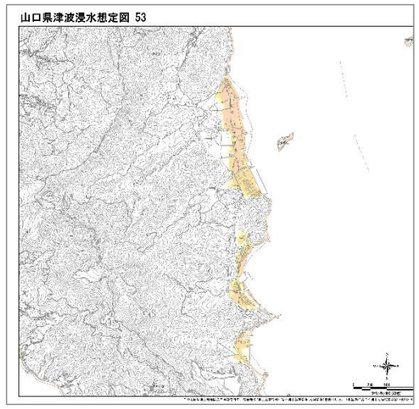
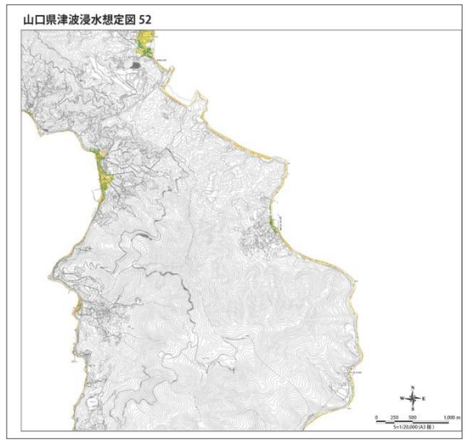
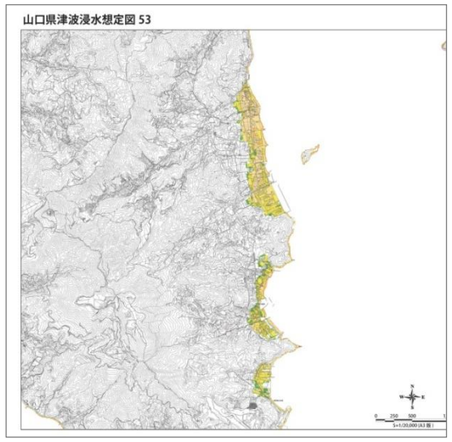
内容の適正化
誤字訂正

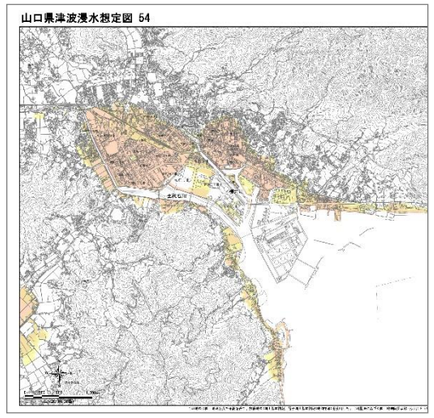
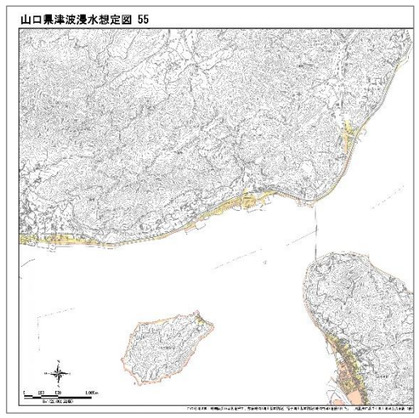
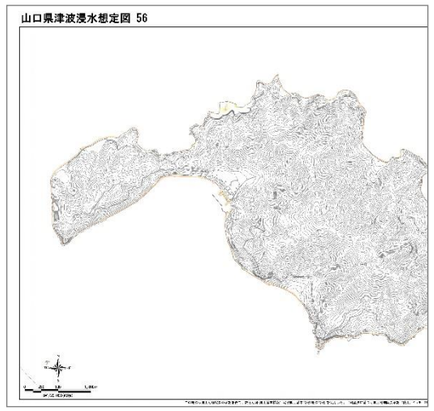
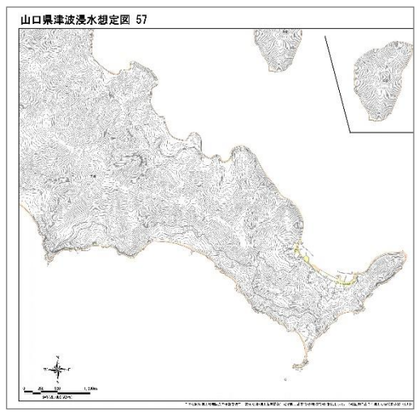
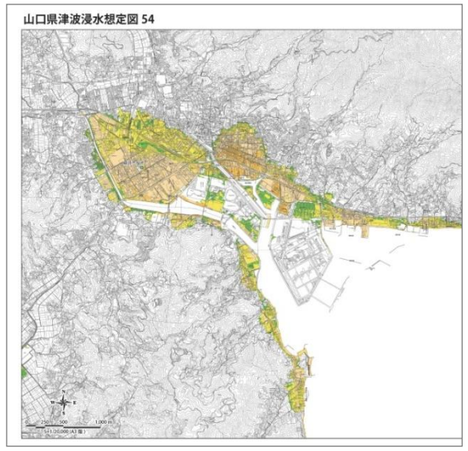
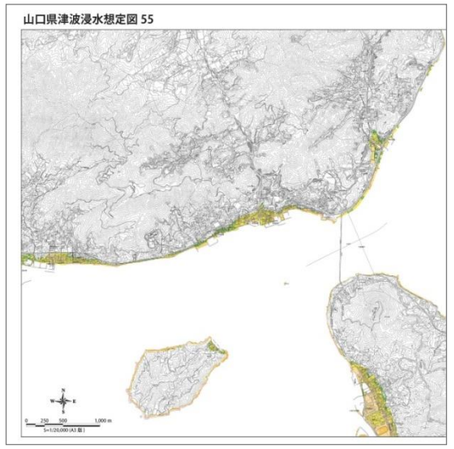
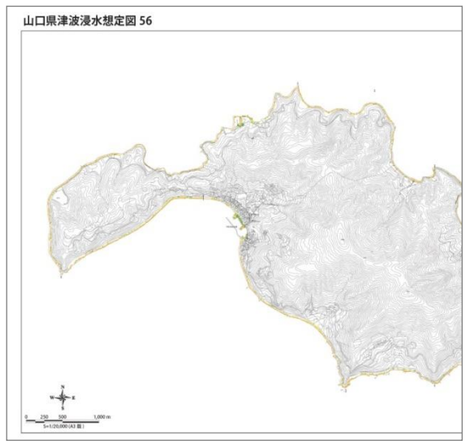
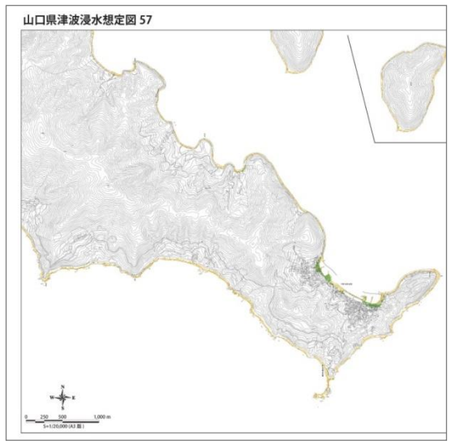
	修　正　案	現　　行	備　考
P159	<table><tr><td colspan="2">医療及び助産</td><td>第２部 第２章 第２ 第 11 節 医療救護・助産</td><td>災害救助部</td></tr><tr><td colspan="4">（略）</td></tr><tr><td colspan="2">遺体の捜索 遺体の処理 埋葬</td><td>第２部 第２章 第２ 第 12 節 行方不明者・遺体の捜索、収容、処理、埋葬</td><td>衛生対策部、警察署</td></tr><tr><td colspan="2">障害物の除去</td><td>第２部 第２章 第３ 第６節 障害物の除去及び道路応急復旧</td><td>衛生対策部、土木港湾対策部</td></tr><tr><td rowspan="2">業務</td><td>輸送協力</td><td>第２部 第２章 第２ 第 13 節 緊急輸送体制の確立</td><td>総務部、土木港湾対策部、警察署</td></tr><tr><td>労務協力</td><td>本節　災害救助法の適用</td><td>災害救助部</td></tr></table> ２　技能者、労務者等の雇い上げ計画 （１）実施機関 技能者、労務者等の確保に必要な措置は、市の各応急対策実施部局が、担当部局（災害救助法実施機関）及び関係機関と調整の上、実施するものとする。	<table><tr><td colspan="2">医療及び助産</td><td>第２部 第２章 第２ 第 13 節 医療救護・助産</td><td>災害救助部</td></tr><tr><td colspan="4">（略）</td></tr><tr><td colspan="2">遺体の捜索 遺体の処理 埋葬</td><td>第２部 第２章 第２ 第 14 節 行方不明者・遺体の捜索、収容、処理、埋葬</td><td>衛生対策部、警察署</td></tr><tr><td colspan="2">障害物の除去</td><td>第２部 第２章 第３ 第６節 障害物の除去及び道路応急復旧</td><td>衛生対策部</td></tr><tr><td rowspan="2">業務</td><td>輸送協力</td><td>第２部 第２章 第２ 第 15 節 緊急輸送体制の確立</td><td>総務部</td></tr><tr><td>労務協力</td><td>本章　災害救助法の適用</td><td>総務部ほか</td></tr></table> ２　技能者、労務者等の雇い上げ計画 （１）実施機関 技能者、労務者等の確保に必要な措置は、市の各応急対策実施部局が、担当部局（救助法実施機関）及び関係機関と調整の上、実施するものとする。	表現の適正化
P160	第４節　避難所の運営 １　避難所の運営 （１）避難所の運営担当者 （略） なお、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こども、食物アレルギーに配慮するものとする。 （略）	第４節　避難所の運営 １　避難所の運営 （１）避難所の運営担当者 （略） なお、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーに配慮するものとする。 （略）	表現の適正化
P161	（２）避難所運営の職務内容 オ　状況報告及び運営記録 避難所の運営に際し、傷病人の発生等必要に応じて本部へ報告する。 また、特段の異常がなくとも１日に１回災害救助部で取りまとめのうえ、災害対策本部へ報告する。 避難所内での運営の状況については、避難日誌に記録する。	（２）避難所運営の職務内容 オ　状況報告及び運営記録 避難所の運営に際し、傷病人の発生等必要に応じて本部へ報告する。 また、特段の異常がなくとも１日に１回災害救助部で取りまとめのうえ、本部へ報告する。 避難所内での運営の状況については、避難日誌に記録する。	表現の適正化
P163	第５節　ボランティアとの連携 ２　ボランティアとの連携 （２）ボランティアの活動体制整備 市は、災害対策本部設置後、災害の状況により必要と認めるときは、速やかに柳井市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの開設を要請し、柳井市総合福祉センターに災害ボランティアセンターの設置を行う。	第５節　ボランティアとの連携 ２　ボランティアとの連携 （２）ボランティアの活動体制整備 市は、本部設置後、災害の状況により必要と認めるときは、速やかに柳井市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの開設を要請し、柳井市総合福祉センターに災害ボランティアセンターの設置を行う。	表現の適正化

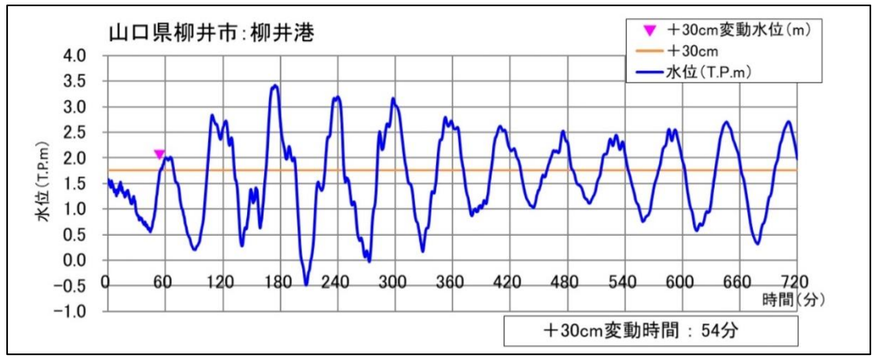
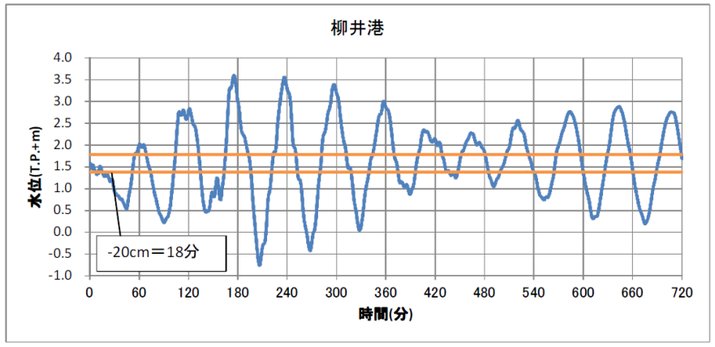
	修　正　案	現　　行	備　考
	なお、当該施設が災害による損傷や二次災害のおそれが大きい等により使用に適さない場合は、柳井市社会福祉協議会と協議を行い、災害対策本部が決定する。 （略）	なお、当該施設が災害による損傷や二次災害のおそれが大きい等により使用に適さない場合は、柳井市社会福祉協議会と協議を行い、市本部が決定する。 （略）	
	第９節　住宅の修理、応急仮設住宅等の供与	第９節　住宅の修理、応急仮設住宅等の供与	
P175	４　応急仮設住宅等の供与 災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に収容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に収容するものであるから、その期間は短期間に限定される。 このため、これら被災者の一時的な居住の安定を図るため、公営住宅等の確保に努め、災害救助法の規定に基づき、応急仮設住宅を供与するものとする。	４　応急仮設住宅等の供与 災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に収容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に収容するものであるから、その期間は短期間に限定される。 このため、これら被災者の一時的な居住の安定を図るため、公営住宅等の確保に努め、救助法の規定に基づき、応急仮設住宅を供与するものとする。	表現の適正化
P175	５　応急仮設住宅の供与 （１）供与の目的 公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事（委任を受けた市長）は、災害救助法の規定に基づき建設（以下「建設型応急住宅」という。）又は民間賃貸住宅等を借上げ（以下「賃貸型応急住宅」という。）ることにより応急仮設住宅を供与する。	５　応急仮設住宅の供与 （１）供与の目的 公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事（委任を受けた市長）は、救助法の規定に基づき建設（以下「建設型応急住宅」という。）又は民間賃貸住宅等を借上げ（以下「賃貸型応急住宅」という。）ることにより応急仮設住宅を供与する。	表現の適正化
P176	（２）応急仮設住宅に収容する被災者の条件 ウ　災害時に、現実に災害救助法適用市町に居住していること（被災地における住民登録の有無は問わない。）。	（２）応急仮設住宅に収容する被災者の条件 ウ　災害時に、現実に救助法適用市町に居住していること（被災地における住民登録の有無は問わない。）。	表現の適正化
P176	（３）対象者及び入居予定者の選定 イ　入居資格については、（２）「応急仮設住宅に収容する被災者の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者世帯に配慮すること。	（３）対象者及び入居予定者の選定 イ　入居資格については、（２）「応急住宅に収容する被災者の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者世帯に配慮すること。	脱字訂正
	６　建設型応急住宅	６　建設型応急住宅	
P176	（３）建設方法 ア　県災害救助部救助総務班と県土木建築対策部住宅班が協議して定める。	（３）建設方法 ア　県災害救助部救助総務班と土木建築対策部住宅班が協議して定める。	表現の適正化
P177	７　賃貸型応急住宅 被害状況等によっては、民間住宅を災害救助法の仮設住宅として供与する必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。	７　賃貸型応急住宅 被害状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として供与する必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。	表現の適正化
	第 10 節　文教対策 文教対策部	第 10 節　文教対策 文教対策部	

	修　正　案	現　　行	備　考
P178	**◎　災害により教育施設に被害を受け、通常の教育を行うことができない場合において、応急教育の円滑な実施を図るため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保する。** **　また、児童、生徒の保護及び状況把握、連絡体制を整える。** ☆　教育施設が避難所として開設している時期の応急教育の開始は、避難者と教育関係者、災害対策本部との間で十分な協議を行い、ルールを確立すること。	**◎　災害により教育施設に被害を受け、通常の教育を行うことができない場合において、応急教育の円滑な実施を図るため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保する。** **　また、児童、生徒の保護及び状況把握、連絡体制を整える。** ☆　教育施設が避難所として開設している時期の応急教育の開始は、避難者と教育関係者、市本部との間で十分な協議を行い、ルールを確立すること。	表現の適正化
P178	1　被害状況の把握 文教対策部各班は、災害発生後、速やかに児童、生徒、教職員及び関係施設等の被害状況を学校長等を通して、又は自ら調査する。 被害については、災害対策本部を通じて、県災害対策本部に報告する。 （本章「第２　第３節　災害情報等の収集報告」を参照）	1　被害状況の把握 文教対策部各班は、災害発生後、速やかに児童、生徒、教職員及び関係施設等の被害状況を学校長等を通して、又は自ら調査する。 被害については、市本部を通じて、県災害対策本部に報告する。 （本章「第２　第３節　災害情報等の収集報告」を参照）	表現の適正化
P179	3　応急教育の実施 （２）教員の確保 ア　教員は、原則として各所属に参集する。ただし、交通途絶で登校不能の教員は、最寄りの小・中学校に参集する。 ①　各学校の責任者は、学校で掌握した参集教員の人数等を学校教育班に報告し、学校教育班は、災害対策本部を通じて、県災害対策本部に報告するものとする。 ③　その他、県災害対策本部と連絡を密にとり、必要な措置を講ずるものとする。	3　応急教育の実施 （２）教員の確保 ア　教員は、原則として各所属に参集する。ただし、交通途絶で登校不能の教員は、最寄りの小・中学校に参集する。 ①　各学校の責任者は、学校で掌握した参集教員の人数等を学校教育班に報告し、学校教育班は、市本部を通じて、県本部に報告するものとする。 ③　その他、県本部と連絡を密にとり、必要な措置を講ずるものとする。	表現の適正化
P180	6　学校給食の確保 文教対策部学校教育班は、災害発生後速やかに学校給食センターの調理施設、洗浄機器、水道施設、排水施設、食器等の学校給食用施設設備についての被害状況を、センター長を通じて、又は自ら調査し、災害対策本部に報告する。	6　学校給食の確保 文教対策部学校教育班は、災害発生後速やかに学校給食センターの調理施設、洗浄機器、水道施設、排水施設、食器等の学校給食用施設設備についての被害状況を、センター長を通じて、又は自ら調査し、市本部に報告する。	表現の適正化
P187	第 14 節　義援金品の受付、配分 2　義援金品の受付 一般から拠出された義援金品は、おおむね次の経路により市に寄託される。  	第 14 節　義援金品の受付、配分 2　義援金品の受付 一般から拠出された義援金品は、おおむね次の経路により市に寄託される。  	表現の適正化
	第 16 節　上、下水道施設等の応急復旧 1　上水道施設等の応急復旧	第 16 節　上、下水道施設等の応急復旧 1　上水道施設等の応急復旧	

<table>
<tr><th></th><th>修　正　案</th><th>現　　行</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>P190</td><td>（１）災害時における活動
エ　被害状況を災害対策本部に報告し、被害施設の復旧及び順位計画を作成する。</td><td>（１）災害時における活動
エ　被害状況を本部に報告し、被害施設の復旧及び順位計画を作成する。</td><td>表現の適正化</td></tr>
<tr><td></td><td>第３章　南海トラフ地震防災対策推進計画
第１節　総則
１　推進計画の目的</td><td>第３章　南海トラフ地震防災対策推進計画
第１節　総則
１　推進計画の目的</td><td></td></tr>
<tr><td>P193</td><td>※　推進地域
平成２６年３月２８日に、下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町及び平生町が推進地域の指定を受ける。（１都２府２７県７２３市町村（令和７年７月１日現在））</td><td>※　推進地域
平成２６年３月２８日に、下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町及び平生町が推進地域の指定を受ける。（１都２府２６県７０７市町村（平成２６年３月２８日現在））</td><td>時点修正</td></tr>
<tr><td>P193</td><td>※　推進地域の指定基準（以下のいずれかに該当する地域を有する市町村）
①　震度６弱以上の地域
②　津波高が３ｍ以上で海岸堤防が低い地域
③　防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮</td><td>※　推進地域の指定基準
①　震度６弱以上の地域
②　津波高が３ｍ以上で海岸堤防が低い地域
③　防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮</td><td>表現の適正化</td></tr>
<tr><td>P196</td><td>２　地震発生確率
国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会では、今後の地震発生確率を次のとおり評価している。
<table>
<tr><th rowspan="2">領域名
（モデル名）</th><th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模
(マグニチュード)</th><th colspan="3">地震発生確率</th></tr>
<tr><th>１０年以内</th><th>３０年以内</th><th>５０年以内</th></tr>
<tr><td>南海トラフ
（すべり量依存BPTモデル）</td><td>８～９クラス</td><td>ほぼ０～４０％</td><td>６０～９０％程度以上</td><td>９０％程度
もしくはそれ以上</td></tr>
<tr><td>南海トラフ
（BPTモデル（ケースⅢ））</td><td>８～９クラス</td><td>０．２～１０％</td><td>２０～５０％</td><td>６０～９０％</td></tr>
</table>
※２０２６年１月１日時点の評価</td><td>２　地震発生確率
国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会では、今後の地震発生確率を次のとおり評価している。
<table>
<tr><th rowspan="2">領域名</th><th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模
(マグニチュード)</th><th colspan="3">地震発生確率</th></tr>
<tr><th>１０年以内</th><th>３０年以内</th><th>５０年以内</th></tr>
<tr><td>南海トラフ</td><td>８～９クラス</td><td>30%程度</td><td>80%程度</td><td>90％程度もしくはそれ以上</td></tr>
</table>
※２０２３年１月１日時点の評価</td><td>長期評価の一部改訂に伴う修正</td></tr>
<tr><td>P196</td><td>３　南海トラフ巨大地震の被害想定
令和８年３月に県が発表した南海トラフ巨大地震における被害想定によると、本市では、死者が最大で６７人（県全体５０２人）と想定され、このうち５９人（県全体４７４人）が津波によるものである。建物の全壊・焼失棟数は、最大で９９９棟（県全体９，７３８棟）と想定され、このうち津波によるものが６５３棟（県全体５，８４４棟）と最も多く、次に多いのが１７１棟（３，１２４棟）の液状化によるものである。
ライフラインや交通施設の被害は、主に揺れの大きい県東部や津波の影響を受ける沿岸部において多く、１日後の避難者は約１．５万人（県全体２４．６万人）、経済被害額は、約１，２３８億円</td><td>３　南海トラフ巨大地震の被害想定</td><td>県の被害想定の見直しに伴う修正及び記載箇所の変更</td></tr>
</table>

	修　正　案	現　　行	備　考
	（県全体約１．９兆円）と想定される。		
P196	（１）震度分布 南海トラフ巨大地震は、東海、東南海、南海、日向灘等のトラフ沿いに震源を持つマグニチュード９クラスの地震を想定しており、本県は震源からの距離が比較的離れているが、揺れ、液状化、津波による影響を受ける。 柳井市では、震度６強の揺れが想定されている。	（１）震度分布 南海トラフ巨大地震は、東海、東南海、南海、日向灘等のトラフ沿いに震源を持つマグニチュード９クラスの地震を想定しており、本県は震源からの距離が比較的離れているが、揺れ、液状化、津波による影響を受ける。 柳井市では、平郡島で震度６強、本土側で震度６弱が想定されている。	県の被害想定の見直しに伴う修正
P197	（２）津波の高さ、浸水面積 最高津波水位：Ｔ．Ｐ．＋3.6m 浸水面積：１ｃｍ以上 519ha／30ｃｍ以上 457ha／１ｍ以上 277ha／２ｍ以上 79ha／５ｍ以上 なし ※Ｔ．Ｐ．：東京湾平均海面（TokyoPeil）の略	（２）津波の高さ、浸水面積 最高津波水位：Ｔ．Ｐ．＋３．８ｍ 浸水面積：１ｃｍ以上 ４７４ha／30ｃｍ以上 ４０６ha／１ｍ以上 ２１７ha／２ｍ以上 ４５ha／５ｍ以上 なし ※Ｔ．Ｐ．：東京湾平均海面（TokyoPeil）の略	県の被害想定の見直しに伴う修正
P197	≪図３　山口県津波浸水想定図（瀬戸内海沿岸）本市関係　令和８年３月山口県作成≫  	≪図３　山口県津波浸水想定（瀬戸内海沿岸）本市関係　平成 26 年１月８日知事通知≫  	県の被害想定の見直しに伴う修正

	修　正　案	現　　行	備　考
P198	    （３）津波が到達するまでの時間 最高津波水位（Ｔ．Ｐ．＋3.6m）が本市に到達する時間は 176 分、また、地震発生後に＋30ｃｍ（海辺にいる人の中に死者が発生するおそれのある水位の変化）の変動が生じるまでの時間は 54 分となっている。	    （３）津波が到達するまでの時間 最高津波水位（Ｔ．Ｐ．３．８ｍ）が本市に到達する時間は 174 分、また、地震発生後に±２０ｃｍ（海辺にいる人の人命に影響するおそれのある水位の変化）の変動が生じるまでの時間は１８分となっている。	県の被害想定の見直しに伴う修正

<table>
<tr><th></th><th>修　正　案</th><th>現　　行</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>P198</td><td>
</td><td>
</td><td>県の被害想定の見直しに伴う修正</td></tr>
<tr><td>P198</td><td>（４）被害想定（県全体で被害が最大となる条件での本市の被害）
（削除）</td><td>（４）被害想定
本市の被害は、死者が最大で７０人（県全体６１４人）と想定され、このうち６７人（県全体５８２人）が津波によるものである。建物の全壊・焼失棟数は最大で７２５棟（県全体５，９２６棟）と想定され、このうち津波によるものが５８６棟（県全体３，４５４棟）と最も多く、次に多いのが７８棟（１，７７１棟）の液状化によるものである。
ライフラインや交通施設の被害は主に揺れの大きい県東部や津波の影響を受ける沿岸部において多く、１日後の避難者は約１．３万人（県全体１６．８万人）、経済被害額は約１２７７億円（県全体約１．２兆円）と想定される。</td><td>県の被害想定の見直しに伴う修正及び記載箇所の変更</td></tr>
<tr><td>P198</td><td>ア　人的被害（被害が最大となるもの）
<table><tr><th>区分</th><th>建物倒壊</th><th>津波※</th><th>土砂災害</th><th>火災</th><th>ブロック塀倒壊等</th><th>合計</th><th>備考</th></tr><tr><td>死者数</td><td>８人</td><td>59 人</td><td>０人</td><td>０人</td><td>０人</td><td>67 人</td><td>冬・深夜</td></tr><tr><td>負傷者数</td><td>483 人</td><td>１人</td><td>０人</td><td>２人</td><td>12 人</td><td>498 人</td><td>盆・夜</td></tr></table>※　早期避難率は低い（「すぐに避難する」20%、「避難するがすぐに避難しない」50%、「切迫避難あるいは避難しない」30%）条件で算定</td><td>ア　人的被害（被害が最大となるもの）本市分　（単位：人）
<table><tr><th>区分</th><th>建物倒壊、屋内収容物移動・転倒</th><th>津波</th><th>土砂災害</th><th>火災</th><th>ブロック塀倒壊等</th><th>合計</th><th>備考</th></tr><tr><td>死者数</td><td>3（1）</td><td>67</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>70</td><td>夏 12 時</td></tr><tr><td>負傷者数</td><td>189（19）</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>190</td><td>冬深夜</td></tr></table>※小数点以下の四捨五入により合計があわないことがある。
※（　）内の数値は屋内収容物移動・転倒による人的被害を示す。</td><td>県の被害想定の見直しに伴う修正</td></tr>
<tr><td>P198</td><td>イ　建物被害（被害が最大となるもの）
<table><tr><th>区分</th><th>揺れ</th><th>津波</th><th>液状化</th><th>土砂災害</th><th>火災</th><th>合計</th><th>備考</th></tr><tr><td>全壊・焼失棟数</td><td>138 棟</td><td>653 棟</td><td>171 棟</td><td>１棟</td><td>36 棟</td><td>999 棟</td><td>冬・夕方</td></tr><tr><td>半壊棟数</td><td>838 棟</td><td>3，447 棟</td><td>594 棟</td><td>１棟</td><td>－</td><td>4，881 棟</td><td></td></tr></table>※　小数点以下の四捨五入により合計があわないことがある。</td><td>イ　建物被害（被害が最大となるもの）本市分（単位：棟）
<table><tr><th>区分</th><th>揺れ</th><th>津波</th><th>液状化</th><th>土砂災害</th><th>火災</th><th>合計</th><th>備考</th></tr><tr><td>全壊・焼失棟数</td><td>56</td><td>586</td><td>78</td><td>4</td><td>0</td><td>725</td><td></td></tr><tr><td>半壊棟数</td><td>1，053</td><td>6，593</td><td>416</td><td>8</td><td>0</td><td>8，069</td><td></td></tr></table>※　小数点以下の四捨五入により合計があわないことがある。</td><td>県の被害想定の見直しに伴う修正</td></tr>
</table>

修正案

P198

ウ　ライフライン被害

区分			直後		１日後		１週間後		１ヶ月後	
上水道	断水人口	%	6,885 人	22.3	3,865 人	12.5	1,706 人	5.5	０人	０
下水道	支障人口	%	256 人	2.7	255 人	2.6	252 人	2.6	０人	０
電力	停電件数	%	1,177 軒	5.6	690 軒	3.3	０軒	０	０軒	０
固定電話	不通回線	%	820 回線	7.1	566 回線	4.9	566 回線	4.9	０回線	０

※　１日後以降の停電軒数及び不通回線数は、津波により建物全壊した停電軒数、不通回線数を応急復旧対象外として除いている。

P199

エ　交通施設被害　（削除）

道　路		27 箇所
鉄道	新幹線	０箇所
	在来線	０箇所

P199

オ　生活支障等

区分		１日後	１週間後	１ヶ月後
避難者	避難所避難	9,559 人	6,121 人	2,345 人
	避難所外避難	5,011 人	1,708 人	5,472 人
	合計	14,569 人	7,829 人	7,817 人

災害廃棄物発生量	災害廃棄物（がれき等）	津波堆積物（土砂・泥状物等）
	19.7 万トン	12.5 万トン

P199

カ　経済被害

被災地において、公共、民間を通じて損壊・喪失した施設や資産を震災前と同水準まで回復させるために必要な費用の推計

民間部門	公共部門	合　　計

現行

ウ　ライフライン被害　本市分

区分		直後		１日後		１週間後		１ヶ月後	
上水道	断水人口（人,%）	20,863	60.1	11,221	32.3	2,084	6.0	0	0.0
下水道	支障人口（人,%）	392	2.7	392	2.7	392	2.7	0	0.0
電力	停電件数（軒,%）	1,185	4.4	766	2.8	0	0.0	0	0.0
固定電話	不通回線（回線,%）	769	5.3	598	4.1	598	4.1	0	0.0

※ 小数点以下の四捨五入により合計があわないことがある。
※ 市町単位の人口を採用した平成 22 年国調の値（夜間人口 34,730 人）。下水道処理人口 14,513 人。電灯軒数 26,976 軒。１日後以降の停電軒数は、津波により建物全壊した需要家数に相当する停電の軒数 419 軒を応急復旧対象外として除く。回線数は 14,448 回線。１日後以降の不通回線数は、津波により建物全壊した需要家数に相当する不通回線数 171 軒を応急復旧対象外として除く。

エ　交通施設被害　※県全体分

区　分		津波浸水域外	津波浸水域
道　路		344 箇所	115 箇所
鉄道	新幹線	5 箇所	－
	在来線	183 箇所	52 箇所

オ　生活支障等　本市分（単位：人）

区分		１日後	１週間後	１ヶ月後
避難者	避難所避難	8,389	1,048	327
	避難所外避難	4,202	179	764
	合計	12,590	1,227	1,091

※　小数点以下の四捨五入により合計があわないことがある。
※　メッシュ単位の人口を採用した平成 17 年国調の値（夜間人口 36,251 人）。

災害廃棄物発生量	災害廃棄物（がれき等）	津波堆積物（土砂・泥状物等）
	9 万トン	26 万トン

カ　経済被害　本市分（単位：百万円）

建物倒壊等による直接被害	住宅	家財	建物	機械・装置	在庫	建物倒壊等の除去・処理費	合計
	60,246	6,305	56,126	2,633	673	1,738	127,721

社会基盤へ	電力	通信	上水道	下水道	道路	鉄道	砂防	合計

備考

県の被害想定の見直しに伴う修正

県の被害想定の見直しに伴う修正

県の被害想定の見直しに伴う修正

県の被害想定の見直しに伴う修正

	修　正　案	現　　行	備　考
		の直接被害 \| 6 \| 319 \| 332 \| 1,346 \| 986 \| 545 \| 21,636 \| 25,170	
		※　小数点以下の四捨五入により合計があわないことがある。	
	108,510 百万円 \| 15,271 百万円 \| 123,781 百万円		
P199	キ　防災・減災対策による被害軽減効果 （ア）早期避難による死者数の軽減（津波） 早期避難率を１００％（全員が地震発生後にすぐに避難を開始）まで向上させると、県全体で死者４７４人が１３４人に減少【約７２％減】 （イ）建物の耐震化等による死者数の軽減（建物倒壊） 建物の耐震化率及び家具等の転倒・落下防止対策実施率を１００％まで向上させると、県全体で死者２６人が０人に減少【１００％減】	キ　防災・減災対策による被害軽減効果 （ア）早期避難による死者数の軽減（津波） 早期避難率を１００％（全員が地震発生後にすぐに避難を開始）まで向上させると本市想定死者数６７人が０人に減少【１００％減】 （イ）建築の耐震化による死者数の軽減（建物倒壊） 耐震化率を１００％まで向上させると本市想定死者数３人が０人に減少【１００％減】	県の被害想定の見直しに伴う修正
	第４節　地震発生時の応急対策等 １　地震発生時の応急対策	第４節　地震発生時の応急対策等 １　地震発生時の応急対策	
P200	（２）施設の緊急点検・巡視 市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。 職員の安全確保のための津波からの避難に要する時間に配慮する。	（２）施設の緊急点検・巡視 市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。	内容の適正化
P201	２　津波に関する情報の伝達等 【震災対策編第２部　第２章　第２　第２節】に定めるところにより行うものとする。	（新設）	内容の適正化
P201	３　避難対策等 ４　消防機関等の活動 ５　水道、下水道、電気、ガス、通信、放送関係 （１）水道 水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、【震災対策編　第２部　第２章　第２　第14節及び第３第16節】に定める措置を講じる。 （２）下水道 【震災対策編第２部　第２章　第３　第16節】に定める措置を講じる。 （３）電気 （４）ガス （５）通信 指定公共機関ＮＴＴ西日本株式会社山口支店が行う措置 【震災対策編第２部　第２章　第２　第18節及び第３　第17節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。 （６）放送 ６　交通対策 ７　市自らが管理又は運営する施設に関する対策	２　避難対策等 ３　消防機関等の活動 ４　水道、電気、ガス、通信、放送関係 （１）水道 水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、【震災対策編　第２部　第２章　第２　第15節及び第３第16節】に定める措置を講じる。 （新設） （２）電気 （３）ガス （４）通信 指定公共機関西日本電信電話株式会社山口支店が行う措置 【震災対策編第２部　第２章　第２　第18節及び第３　第17節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。 （６）放送 ５　交通対策 ６　市自らが管理又は運営する施設に関する対策	内容の適正化 番号修正 社名変更

<table>
<tr><th></th><th>修　正　案</th><th>現　　行</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>P205</td><td>（３）地震発生時の緊急点検及び巡視
地震は発生時の緊急点検及び巡視は、第４節第１項（２）のとおりとする。
（４）工事中の建築等に対する措置
工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。
８　文化財保護対策

第６節　時間差発生等への対応
２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置
（８）水道、下水道、電気、ガス、通信、放送関係
ア　水道
必要な飲料水を供給する体制を確保するものとし、【震災対策編 第２部 第２章 第２ 第 14 節及び第３ 第 16 節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。
イ　下水道
【震災対策編第２部　第２章　第２　第 16 節】に準ずる措置を講ずる。
ウ　電気
エ　ガス
オ　通信
カ　放送</td><td>（新設）

（３）工事中の建築等に対する措置
工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。
８　文化財保護対策

第６節　時間差発生等への対応
２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置
（８）水道、電気、ガス、通信、放送関係
ア　水道
必要な飲料水を供給する体制を確保するものとし、【震災対策編 第２部 第２章 第２ 第 15 節及び第３ 第 16 節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。
（新設）

イ　電気
ウ　ガス
エ　通信
オ　放送</td><td>内容の適正化
番号修正</td></tr>
<tr><td>P212</td><td>第４章　柳井市水防計画
第２節　水防組織
１　市の水防組織
（１）第１警戒体制
大雨注意報、（削除）、高潮注意報、大雪警報が発表されたとき又は市長が必要と認めたときは、建設部土木課内に水防準備班を設置する。</td><td>第４章　柳井市水防計画
第２節　水防組織
１　市の水防組織
（１）第１警戒体制
大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、大雪警報が発表されたとき又は市長が必要と認めたときは、建設部土木課内に水防準備班を設置する。</td><td>防災気象情報の体系整理に伴う変更</td></tr>
<tr><td>P212</td><td>（２）第２警戒体制
（削除）大雨警報、（削除）暴風警報、高潮警報、暴風雪警報、波浪警報、津波注意報が発表されたとき又は市長が必要と認めたときは、第１警戒体制（水防準備班）における配備体制を強化しつつ、水防本部の活動に移行し得るよう準備する。</td><td>（２）第２警戒体制
高潮注意報（警報言及）、大雨警報、洪水警報、暴風警報、高潮警報、暴風雪警報、波浪警報、津波注意報が発表されたとき又は市長が必要と認めたときは、第１警戒体制（水防準備班）における配備体制を強化しつつ、水防本部の活動に移行し得るよう準備する。</td><td>防災気象情報の体系整理に伴う変更</td></tr>
<tr><td>P213</td><td>（３）水防本部体制
［水防本部の業務分掌］
<table><tr><th>班</th><th>所掌事務</th><th>担当課</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>水防班</td><td>・水防に係る監視、警戒及び技術指導に関すること
・河川、道路、港湾施設等の水防に関すること。
・砂防施設及び地滑り防止区域の水防に関すること。</td><td>経済建設課
農林水産課
農業委員会事務局
建築住宅課</td></tr></table></td><td>（３）水防本部体制
［水防本部の業務分掌］
<table><tr><th>班</th><th>所掌事務</th><th>担当課</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>水防班</td><td>・水防に係る監視、警戒及び技術指導に関すること
・河川、道路、港湾施設等の水防に関すること。
・砂防施設及び地滑り防止区域の水防に関すること。</td><td>経済建設課
農林水産課
建築住宅課
都市計画課</td></tr></table></td><td>内容の適正化</td></tr>
</table>

	修　正　案	現　　行	備　考
	都市計画課 土木課 下水道課	土木課 下水道課	
	第４節　予報及び警報 １　気象庁が行う予報及び警報	第４節　予報及び警報 １　気象庁が行う予報及び警報	
P214	（１）気象台が発表又は伝達する注意報及び警報 気象については、風水害等対策編第２部　第２章　第２　第１節「特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準」を準用する。 津波については、震災対策編第２部　第２章　第２　第２節「気象庁による津波予報の発表基準と表現」を準用する。	（１）気象台が発表又は伝達する注意報及び警報 気象については、風水害等対策編第２部　第２章　第２　第１節「警報・注意報の基準」を準用する。 津波については、震災対策編第２部　第２章　第２　第２節「津波予報の発表基準と表現」を準用する。	内容の適正化
	第３部　災害復旧・復興計画 第１章　被災者の復旧支援 第３節　被災者のメンタルケア	第３部　災害復旧・復興計画 第１章　被災者の復旧支援 第３節　被災者のメンタルケア	
P236	３　メンタルケア 人は災害によって、「家」、「地域社会」、「家族」を失う危険性がある。このどれかを失った、被災者にどのような援助ができるか、メンタルケアができるかを考えなくてはならない。 上記の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、市（健康福祉部健康増進課）は、県や各関係機関との協力を得て、次のような対策をできる限り、早い時期に講じるものとする。 ⑥　小・中学校でのこどもへの、精神的カウンセリング	３　メンタルケア 人は災害によって、「家」、「地域社会」、「家族」を失う危険性がある。このどれかを失った、被災者にどのような援助ができるか、メンタルケアができるかを考えなくてはならない。 上記の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、市（健康福祉部健康増進課）は、県や各関係機関との協力を得て、次のような対策をできる限り、早い時期に講じるものとする。 ⑥　小・中学校での子供への、精神的カウンセリング	表現の適正化